平成29年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 1号

日時 平成29年 6月 6日(火曜日) 午前10時00分 開 議場所 鹿追町議会議場

日程 1 会議録署名議員の指名 日程 2 会期の決定について 諸般の報告 日程 3 日程 4 行政報告 日程 5 陳情第 1号 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意 見書採択に関する陳情 日程 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて 日程 7 報告第 1号 平成28年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告 日程 8 議案第 29号 鹿追町行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する条例の制定について 日程 9 議案第 30号 鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び鹿追 町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定につい 7 日程10 議案第 31号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について 議案第 32号 鹿追町立認定こども園条例及び鹿追町立地域保育所 日程11 条例の一部を改正する条例の制定について

日程12 議案第 33号 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業 の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例の制定について

日程13 議案第 34号 平成29年度鹿追町一般会計補正予算(第1号)に ついて

日程14 議案第 35号 平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について

日程15 議案第 36号 平成29年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第

1号) について

日程16 議案第 37号 平成29年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第1号) について

日程17 議案第 38号 平成29年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第 1号)について

日程18 議案第 39号 平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予 算(第1号)について

日程19 議案第 40号 十勝環境複合事務組合規約の変更について

日程20 議案第 41号 十勝環境複合事務組合の解散について

日程21 議案第 42号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分につい て

日程22 議案第 43号 十勝圏複合事務組合規約の変更について

日程23 議員の派遣について

- 2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり
- 3 出席議員(11名)

 1番 山口 優子議員
 2番 武藤 敦則議員
 3番 畑 久雄議員

 4番 台蔵 征一議員
 5番 加納 茂議員
 6番 上嶋 和志議員

 7番 川染 洋議員
 8番 狩野 正雄議員
 9番 吉田 稔議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 埴渕 賢治議員

- 4 欠席議員(なし)
- 5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田弘志

農業委員会会長 櫻井公彦

教育委員会教育長 大井和行

代表監查委員 野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本新吾 総 務 課 長 喜 井 知 己 企画財政課長 渡辺雅人 町 民 課 長 島かおる 農業振興課長 菅 原 義 正 建設水道課長 櫻庭 力 黒 井 敦 志 商工観光課長 兼ジオパーク推進室長 福祉課長 佐々木 康人 瓜幕支所長 津田祐治 病院事務長 菊 池 光 浩 松井裕二 子育てスマイル課長 消 防 署 長 内 海 卓 実 会計管理者 葛西浩二 総務課総務係長 武者正人

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 草 野 礼 行 社会教育課長 浅 野 悦 伸

企画財政課長補佐兼財政係長 佐藤裕之

- 8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの 事務局長 檜山敏行
- 9 議会事務局職員出席者

 事務局長
 坂井克巳

 書
 記 高瀬俊一

平成29年 6月 6日 (火曜日) 午前10時00分 開議

○議長(埴渕賢治)

それでは、ただ今から平成29年第2回鹿追町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。ここで松本新吾副町長より発言を求められておりますのでこれを許します。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

貴重なお時間をお借りしまして4月の異動に伴いまして、新たに議会説明員となりました職員を紹介をさせていただきます。はじめに企画財政課長、渡辺雅人です。

○企画財政課課長 (渡辺雅人)

渡辺です。よろしくお願いいたします。

○副町長(松本新吾)

学校教育課長、草野礼行です。

- ○学校教育課長(草野礼行)草野です。よろしくお願いいたします。
- ○副町長(松本新吾)会計管理者、葛西浩二です。
- ○会計管理者(葛西浩二)葛西です。よろしくお願いいたします。
- ○副町長 (松本新吾)

以上で議会説明員の紹介を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(埴渕腎治)

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1

会議録署名議員の指名

○議長(埴渕賢治)

日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の 規定によって5番、加納茂議員、6番、上嶋和志議員を指名いたします。

日程2

会期の決定について

○議長(埴渕賢治)

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの14日間としたいと思い

ます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。会期は、本日から6月19日までの14日間と決定をいたしました。

日程3

諸般の報告

○議長(埴渕賢治)

日程3、諸般の報告を行います。議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布のと おりであります。内容をご覧の上、ご了承願います。次に監査委員から2月分、3月分、 4月分の出納検査報告書が提出されました。この写しをお手元に配布してありますのでご 参照ください。これで諸般の報告を終わります。

日程4

行政報告

○議長(埴渕賢治)

日程4、行政報告を行います。 吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

29年第2回目の鹿追町議会定例会が開催をされるにあたりまして、行政の諸般についてご報告を申し上げます。3月15日、全員協議会が開催をされました。町政課題に対する意見の交換が行われております。これについては懸案事項である11項目についての内容での意見交換がされたわけでありますけれども、瓜幕バイオガスプラントの余剰熱の今後の活用についての問題、あるいは美蔓貯水池の整備事業等これらの周辺の活用等々についてであります。これらについては協議をいただいた後、内部的にもさらに詰めて今後の対応を今検討しているところでございます。3月の22日、環境省の環境局地球温暖化対策室に出向きまして、現在本町職員の林職員が1年間、状況によっては2年間という内容になると思いますけれども、派遣研修のために環境省に出向しております。これについては環境省の行政全般について町村の職員として身に付ける等々の内容、これらについて研修をするということでありまして、職員の同行をさせて依頼をしてきたところであります。さらには当日、環境省等々の再生エネルギーの活用等について、太陽パネル関係、あるいはヒートポンプ等々の今後の本町での取り組みについての可能性について協議をさせていただきましたけれども、過日の全員協議会の中でも現在の本町で行なっているエネルギー事業、併せて今後太陽光あるいはヒートポンプ等々のエネルギーの活用によってさらに再

生エネルギーの範囲を広げていくということで報告をさせていただいたところであります。 現在、環境省の方とも協議をしている段階でありまして、可能性についてはこれからの答 えが出てくるというふうに考えているところであります。3月の23日、笹川行政区から 要望書が提出されておりますけれども、ご案内のように昨年の8月の台風等々で274号 線西側の農地の冠水状況、これらに対する恒常的な対策を打ってもらいたいということで ありますけれども、これについては今現在、本町で行なっている中鹿追の農地再編事業の 中で一部、排水事業を今年度中に実施をするということと、併せて新たな国営による事業 が企画できないかについて、今協議をしている段階でございます。3月の28日、商工女 性部が来庁いたしまして、交通安全の愛の鈴の寄贈がされたところでございます。 3月の 29日、第10期の中国人技能実習生の受け入れが農協で行われておりまして、現在21 名が技能研修として入っているわけでありますけれども、新たに内数でありますけれども 2名が加わっているところであります。今後農業における労働力不足という点においては、 他の国との関係の構築についても今後研究をしていかなければいけないと、こんなふうに 考えているところであります。4月10日、北海道大学の水産学部の足立教授の来庁いた だきまして、本町が今進めているチョウザメの養殖事業についてのご指導を仰いだところ でありますけれども、特に今回はふ化事業についての取り組みを実施をしたところでござ います。ご案内のようにふ化事業については初めての経験ではありましたけれども、見事 に成功ということでの結果を見ることができたわけであります。今現在、約3センチから 5センチぐらいの間での稚魚が約1万匹が今、すくすくと育ってきているわけであります けれども、今後これらのさらなる養殖の池の構築等々、対応が必要というふうに考えてい るところであります。今後さらに北海道大学とこれらについての研究を進めていかなけれ ばならないと考えているところでありますけれども、ふ化技術の確立、そして飼育の技術 の向上を図り、さらには大学生との交流を図りながら人材の育成を図っていくということ を考えているところでございます。4月の18日、陸上自衛隊鹿追駐屯地に防衛要請をし ております。これについては例年実施をしている内容と同じでありますけれども、平成3 0年度の防衛施設周辺の整備事業、併せて鹿追駐屯地の維持拡充ということでの特に官舎 の建設について要請をしたところであります。鹿追駐屯地の維持拡充については今後も継 続的に実施をする予定をしておりますけれども、今現在、わが国を取り巻く防衛状況、安 全保障等の問題では、25大綱では対応ができないという状況になってきているというふ うに伺っておりまして、次期大綱の検討に入っていると。そうした中で新たな体制の確立

ということが要求されるわけでありますけれども、本町の駐屯地の関係につきましても、 この中で再編の一翼として検討されているというふうにお聞きをしているところでありま して、さらなる拡充についての要請をしていく考えでございます。4月24日、千歳市長 表敬訪問をさせていただきました。これについてはご案内のように鹿追町の自衛隊官舎、 そして演習場のしょう舎の建築につきまして、北海道の基地協、あるいは駐屯地連協とし てのご要請をしたわけでありますけれども、これらについて大変会長の立場で支援をして いただいたということで、お礼と併せてさらなる防衛等々に対するお願いをしてきたとこ ろであります。4月26日、帯広旅団併せて帯広防衛局の方に出向きまして、駐屯地と同 じような要請をさせていただいたところであります。当日は第5旅団長の正木旅団長、そ して副旅団長、幕僚ほか3名の同席をいただいて要請をさせていただいたところでござい ます。4月29日、鹿追駐屯地の創立60周年記念行事が実施をされておりますけれども、 町内外から170名余の方々のご出席のもとで粛々と式典が実施をされ、終了後、懇談会 が実施をされたところでございます。5月の11日、29年度美蔓地区畑地かんがい排水 施設の維持管理等についての関係役員の会議を行なったところでありますけれども、副会 長である芽室町長、音更町長、清水の阿部町長等のご出席、そして事務局の出席をいただ きまして、これらが協議をされたわけでありますけれども、今後これらがしっかりと稼動 し周辺が活用されるべくそれらの維持管理費等々への各町の負担の内容等について協議を したところでございます。 5月の18日、19日、北海道基地協議会の総会が実施をされ たところでありますけれども、道内の駐屯地を抱える町村から約70名の方がご出席をい ただきまして、協議をいたしましたけれども、新たに国の方に対しての北海道の駐屯地の あり方等についての要望事項等々についての協議をさせていただいたところでありますけ れども、さらには総務省、そして防衛省の方から役員の職員の方がお出でをいただきまし て、29年度の予算の内容の説明を受けたところでございます。さらには昨日、十勝の十 勝圏活性化推進期成会の総会がございました。30年度、国あるいは北海道に対する要望 書等の内容の検討をしたところでありますけれども、重点6項目があるわけでありますが、 一つは昨年の台風に対する早期復旧等についての内容、さらには地方交付税等に対する強 化、いわゆる地方創生の推進のための地方交付税のさらなる増額というかを要請をするわ けでありますけれども、最近はそれぞれの町が持っている基金の残高によってこれらの交 付税については手心を加えるというようなそうした内容のことがささやかれておりますけ れども、これについてはしっかりとノーという町村、自治体としての態度を示していくと

いう内容でございます。さらには世界に誇る十勝農業の実現ということでの要請、あるいは北海道横断自動車道及び帯広広尾自動車道の全線早期完成ということ、さらには航空宇宙関連施設の研究実験の誘致ということであります。そして6点目として人口減少時代における公立学校のあり方と地方創生ということで、この6項目を要請をしている、していくということでありますけれども、最後の公立高校のあり方については、本町が懸案としている鹿追高校に看護科の併設ということについては、重点項目として北海道鹿追高等学校に5年生看護学科の併設をしてほしいという要請を明記をしたところでございます。これらについては今後、期成会として北海道あるいは各省庁に出向きまして要請をするわけでありますけれども、地域のこうした声をしっかりと届けていくということが非常に大切というふうに考えておりまして、議員の諸公のご支援、ご理解についてもよろしくお願いをして行政報告に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

これで行政報告を終わります。

日程 5 陳情第 1 号 所得税法第 5 6 条及び関連条項の見直しを求める意見書 採択に関する陳情

○議長(埴渕賢治)

日程5、陳情第1号、所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書採択に関する陳情を議題とします。

お諮りします。本件は、会議規則第95条の規定に基づき総務文教常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。よって本件は、総務文教常任委員会に付託して会期中の審査とすることに決定をしました。

日程6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長(埴渕賢治)

日程6、承認第1号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

承認第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。地方自治法第179

条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので同条第3項の規定によりこれを 報告し承認を求めるものであります。専決処分といたしました事由を申し上げます。地方 税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布され、4月 1日から施行されましたことから、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の専決をさせて いただいたものであり、改正点は上場株式等の配当所得割に係る個人住民税の課税方式の 選択、地方税法に災害に関する税制上の特例措置を常設化、固定資産税等の特例措置、自 動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し、居住用超高層建築物に係る課税 の見直し、保育の受け皿整備の促進の6点であります。次のページの専決処分書をご覧く ださい。処分内容を申し上げます。鹿追町町税条例の一部を次のように改正するといたし まして、第33条は所得割の課税標準の規定であり、特定配当金及び特定株式譲渡所得に 係る所得について申告書に記載された事項等勘案して、個人住民税の課税方式を決定する ことができるとするものであります。第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得額 の控除の規定であり、第33条の改正に伴う条文の整理であります。第48条は、法人の 町民税の申告納付、4ページの第50条は、法人の町民税に係る不足額の納付の手続きの 規定であり、それぞれ法改正に伴います条文の整理であります。第61条は固定資産税の 課税標準の規定であり、政令で定める地域において、震災等により滅失した償却資産に代 わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例措置を新設するものであります。第 61条の2は、法第349条の3、第28項等の条例で定める割合の規定であり、今回新 設されましたもので、保育事業の用に供する家屋、償却資産の固定資産税の特例割合を2 分の1と定めるものであります。63条の2は、施行規則第15条の3第2項の規定に係 る補正の方法の申出の規定であり、居住用超高層建築物に係る税額の按分方法について、 実際の取引価格の傾向を踏まえ補正するものであります。第63条の3は、法第352条 の2、第5項及び第6項の規定による固定資産税の按分の申出について、5ページ、第7 4条の2は、被災住宅用地の申告の規定であり、被災市街地復興推進地域に定められた場 合、特例措置を4年度分に拡充するものであります。附則第8条は肉用牛の売却による事 業所得に係る町民税の課税の特例の規定であり、適用期限を3年間延長し、33年度まで とするものであります。附則第10号は読み替えについて、附則第10条の2は、法附則 第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、附則第10条の3は、新築住宅等 に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の規定であり、 それぞれ法改正に伴う条文の整理であります。6ページ、中段になります附則第16条は、

軽自動車税の税率の特例の規定であり、軽自動車税のグリーン化特例について適用期限を 2年間延長するものであります。 7ページ、附則第16条の2は軽自動車税の賦課徴収の 特例の規定であり、軽自動車のグリーン化特例の適用を受けた軽自動車について、製造者 等の不正行為により特例適用を受けられないことになった場合、製造者は不足する額に1 00分の10の割合を乗じた金額を加算した金額を納付するものであります。附則第16 条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例の規定であり、申告書 に記載された事項等勘案して町民税の課税方式を決定することができるとするものであり ます。8ページになります。附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を 譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の規定であり、適用期間を3年間 延長し32年度までとするものであります。附則第20条の2は特例適用利子等及び特例 配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定であり、申告書に記載された事項を勘案し て町民税の課税方式を決定することができるとするものであります。 附則第20条の3は 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の規定であり、法改 正に伴う条文の整理であります。次に9ページ、改正条例の附則についてご説明いたしま す。第1条は、施行期日の規定であり、この条例は平成29年4月1日から施行するとし、 ただし、附則第5条の規定は、公布の日から施行するものとするものです。第2条は、町 民税に関する経過措置について、第3条は、固定資産税に関する経過措置について、第4 条は、軽自動車税に関する経過措置について定めるものであります。第5条は、鹿追町町 税条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、第1条及び第2条は法改正に伴う 条文の整理となるものであります。以上、鹿追町町税条例の一部を改正する条例の専決処 分についてご説明申し上げました。ご審議の上、承認を賜りますようよろしくお願いを申 し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより承認第1号を採決します。こ

の採決は挙手によって行います。

お諮りします。本件は承認されることに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

起立多数であります。承認第1号は、承認することに決定をしました。

日程7 報告第1号 平成28年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告について ○議長(埴渕賢治)

日程7、報告第1号、平成28年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてを議題と します。本件の説明を求めます。松本新吾副町長

○副町長(松本新吾)

報告第1号は、平成28年度鹿追町一般会計繰越明許費の報告についてであります。地 方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成28年度一般会計繰越明許費につ いて、次のとおり報告するといたしまして、総務費、総務管理費、一般管理費の個人番号 カード交付事業は補正どおり42万8千円。上幌内地区宅地分譲は10万8千円減としま して、139万4千円のそれぞれ繰り越し、企画振興費の定住促進住宅建設奨励事業は3 戸分で150万円と想定いたしましたが、2戸分、100万円の繰り越し、同じく地方創 生拠点整備交付金事業は補正どおり2億4,000万円の繰り越し、農林費、農業費、畜 産業費の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業は補正どおり1億6,377万8千円 の繰り越し、土地改良事業費の道営土地改良事業は鹿追美蔓地区外5事業で補正どおり8, 009万8千円の繰り越し、災害復旧費、その他公共施設・公用施設災害復旧費、その他公 共施設・公用施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業は983万5千円、農林水産施 設災害復旧事業は39万円の補正どおりの繰り越しであります。以上の3つの款にわたり ます事業の翌年度繰越額の合計が、4億9,692万3千円であり、財源内訳は国・道支 出金、3億1,127万4千円、地方債、1億2,500万円、その他財源、1,961 万2千円、一般財源、4,103万7千円として繰り越しとなるものであります。以上、 平成28年度一般会計繰越明許費についてご報告いたしました。ご承認をくださいますよ うよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。よって報告第1号は、報告済みといた します。

日程8 議案第29号 鹿追町行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する条例の制定について

○議長(埴渕賢治)

日程 8、議案第29号、鹿追町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第29号は、鹿追町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定 についてであります。はじめに提案理由を申し上げます。町の条例等に基づいて行う手続 きにおける申請等は、通常書面で行うこととされておりますが、今後オンライン上での行 政サービスの導入が見込まれますことから、書面に加えましてオンラインでの申請も可能 とするため新たな条例を制定するものであります。提案内容をご説明します。条例は本文 が9条、附則2項により構成されており、第1条は、目的について、第2条は、定義につ いて、第3条は、電子情報処理組織による申請等について、第4条は、電子情報処理組織 による処分通知等について、第5条は、電磁的記録による縦覧等について、第6条は、電 磁的記録による作成等について、第7条は、手続き等に係る情報システムの整備等につい て、第8条は、手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表等について、第 9条は、委任についてそれぞれ規定をしております。次に附則第1項は施行期日の規定で あり、この条例は、平成29年7月1日から施行するとし、第2項は鹿追町行政手続条例 の一部改正であり、第8条は、理由の提示の規定であり、第1項ただし書き中に、その他 の申請内容を加えるものであります。第33条は行政指導の方式の規定であり、第4項第 2号に「又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識するこ とができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも のをいう。)」を加えるものであります。以上、鹿追町行政手続等における情報通信の技術 の利用に関する条例の制定についてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りま すようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は新規条例の制定であるため、総務文教常任委員会に付託して会期 中の審査にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。よって本案は総務文教常任委員会に付託して、会期中の審査とすることに決定しました。

日程9 議案第30号 鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び鹿追町 収入証紙条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(埴渕賢治)

日程9、議案第30号、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第30号は、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。平成16年度からごみの有料化を実施しており、平成22年度から生ごみの袋を現在の指定ごみ袋に変更しておりますが、生ごみと埋め立てごみの手数料の平準化を図るため、生ごみの手数料を引き下げ、併せて収入証紙の金種を改正するものであります。提案内容についてご説明いたします。第1条、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及の一部を次のように改正するといたしまして、別表第1は、第15条に定めます一般廃棄物の処理手数料であり、生ごみの指定ごみ袋の手数料を下段の表に改正するものであります。次に第2条、鹿追町収入証紙条例の一部を次のように改正するといたしまして、第3条は、収入証紙の種類及び形式の規定であり、250円を廃止し、新たに15円、45円を追加し9種類に改めるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は、平成29年9月1日から施行するとするものであります。以上、鹿追町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、び鹿追町収入証紙条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、

議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

若干、ちょっと教えていただきたいなという面もあるんでね。まずあの半額に50%の部分での手数料の減額っていうことだろうと思うんだけれども、これは民間のね、なんというのかな小売店が販売等々を行なっていただいているっていうふうに理解をするわけだけれども、これあたりのね手数料的な販売手数料というのかな。ここら辺りはどのような感覚で捉えればいいのか、まずそれを1点お伺いをしておきます。

○議長(埴渕賢治)

答弁、島かおる町民課長。

○町民課長(島かおる)

はい。お答えいたします。民間というかあの各事業所、お店等で出している物について はそのままでございます。

○議長(埴渕賢治)

9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

そのままというのはね、現実的に今度30円に減額になるわけだけれども、ここから持ち出しをするのかね、違う別途の部分での料金設定、販売手数料的な物について仕組み、仕掛け的にどのようになっているのかね、その現状という部分にして、現状だったら60円の30円の分で何%が支出になっていて、15円になったときには、どのような金額になるのか。まずそれをお知らせください。

○議長(埴渕賢治)

島かおる町民課長。

○町民課長(島かおる)

はい。販売価格は下がります。手数料がですね、売上額の5%ということで入るということになりますので、前年度比ということになれば当然これ町の方の歳入部分が減額ということになりますので、入ってくるお金、5%は変わりません。ただ金額、単価そのものが安くなりますので、当然歳入の額も下がるということでございます。

○議長(埴渕賢治)

9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

そこでやっぱり事業所というか、小売店、販売先等々の理解をね、当然金額が絶対量が安くなるわけだから、その持ち出しの予算等々も減額になるわな。5%同じ30円であれば、その5%、15円であればその5%ということで、当然的にその辺のね事業所、小売店の販売所の理解も得ての内容だと思うんだけれども、それについて答弁をもらいます。

○議長(埴渕賢治)

島かおる町民課長。

○町民課長(島かおる)

はい。大概の物は増額というような現状でございますが。その中で減額ということはお 店側にとってはですね、在庫を持っている分については当然今、高い金額、現状の金額で 買っていただいている部分、それについてはですね、倍返しというか、そういう形で補填 するというようなことを考えております。

○9番(吉田稔)

いや、同意を得ているのか得てないのかだけだ。

○町民課長(島かおる)

すみません。それで販売店につきましてはですね、同意を得ているということで理解しております。

○議長(埴渕賢治)

他、質疑ありませんか。関連して。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第30号を採決します。 この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長(埴渕賢治)

日程10 議案第31号 鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例の制定について

○議長(埴渕賢治)

日程10、議案第31号、鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第31号は鹿追町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであり ます。提案理由を申し上げます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成29年4 月1日から施行され、さらに平成29年度における国民健康保険加入者の所得、医療費等 の見込額が確定しましたので、これらを勘案して国民健康保険運営協議会に諮問し、過日 答申を得ましたので所要の改正をしたく提案申し上げるものであります。内容についてご 説明します。鹿追町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するといたしまして、第 4条は国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の規定であり、被保険者1人につ いて2万5千円を2千円増として2万7千円に改め、第23条は国民健康保険税の減額の 規定であり、第1項第1号アは、均等割額の7割軽減であり、軽減額1万7,500円を 1,400円増として1万8,900円に、同項第2号は5割軽減であり、被保険者1人 当たりの基礎控除額、26万5千円を5千円増としまして27万円に、同号アの軽減額、 1万2,500円を1千円増として1万3,500円に、同項第3号は2割軽減であり被 保険者1人当たりの基礎控除額、48万円を1万円増して49万円に、同号アの軽減額、 5千円を400円増として5,400円にそれぞれ改めるものであります。次に附則第1 項は、施行期日の規定でありこの条例は公布の日から施行し、平成29年4月1日から適 用し、第2項は適用区分の規定で改正後の規定は、平成29年度以後について適用し、平 成28年度分までは、なお従前の例によるとするものであります。以上、鹿追町国民健康 保険税条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜 りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

まずあの2千円の均等割の増額になると。一般的に言ったら町民所得等々が、個人所得

も含めてだけれども、伸びていない状況値の流れの中でね、戦後、戦後というか、今までの統計上的には医療費の動態がですね、最低であったと。5億5,000万強等々含めてね、そんな流れの中で、上げる必要性的なものについて、どのような判断をしていけばいいのかね。先ほども言いましたとおり町民所得等々含めて個人の所得がそう伸びていない状況、企業者等々にいけばね、その辺は別の保険に入っているていうことだろうけど、言ってみれば農業者、商店等々含めてね、どのような状況下にあって、この2千円の均等割の値上げってことについては、われわれもどう理解すればいいのかね。これについて説明をいただきます。

○議長(埴渕賢治)

佐々木福祉課長。

○福祉課長(佐々木康人)

均等割、2千円の増額につきましては、先ほど副町長説明のとおり国保運営審議会の方に諮問をいたしまして、答申を受けた内容でございますけれども、議員ご指摘のとおり医療費につきましては、28年度につきましては減額されているという状況でございます。またあの所得につきましてはご存知のとおり28年度農業所得の増加等ございましたけれども、実は国保の加入者、それから加入世帯等が減少している状況にございます。それで不足する医療費分につきまして均等割の方の増額で充当させていただきたいという内容になっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長(埴渕賢治)

9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

その減少していく状況値、これについてはねどういう判断、例えば法人格になってね、 その法人等々に所得が重合されていったのかね、この辺りどんな判断をすればいいのかね、 これについて説明をいただきます。

○議長(埴渕賢治)

佐々木福祉課長。

○福祉課長(佐々木康人)

具体的にあの今、国保加入者が社会保険にどの程度加入しているかという数字、今ちょっと持ってはいないんですけれども、国保加入から社会保険に移行するという法人は当然 あの言ってみれば所得の高い上限、国保の上限までいっているようなそういうところが社 会保険にいっているという実態がございますので、世帯数とそれから最高税額といいますかね、そちらの方が移行している状態でありますので、少ない世帯数が移行したとしても 国保に与える影響というのが非常に大きいという状況でございます。

○議長(埴渕賢治)

他、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第31号を採決します。 この採決は、起立によって行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長(埴渕賢治)

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程11 議案第32号 鹿追町立認定こども園条例及び鹿追町立地域保育所条 例の一部を改正する条例の制定について

○議長(埴渕賢治)

日程11、議案第32号、鹿追町立認定こども園条例及び鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第32号は、鹿追町立認定こども園条例及び鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。国及び北海道におきまして多子世帯等の経済的負担の軽減を図るための政令の改正や補助事業が創設されております。本町におきましてもこれらの支援策と併せまして、第2子の保育料を半額から無料とする改正をしたく提案申し上げるものであります。内容についてご説明いたします。第1条、鹿追町立認定こども園条例の一部を次のように改正するといたしまして、第7条は費用の納付の規定であり、第2項において第2子以降の保育料を無料とし、第3項のひとり

親等の世帯についても同様の改正を行うものであります。第4項及び第5項につきましては、それぞれ条文の整理を行うものであります。別表1は、第7条に規定します費用の納付に係る保育料基準額表で、第6階層の基準額にひとり親等の世帯の区分を新たに設けるものであります。次に第2条、鹿追町立地域保育所条例の一部を次のように改正するといたしまして、第6条は保育料の徴収の規定であり、第2項において第2子以降の保育料を無料とし、第3項のひとり親等の世帯についても同様の改正を行うものであります。第4項は条文の整理で削除するものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は平成29年4月1日から適用するとするものであります。以上、鹿追町立認定こども園条例及び鹿追町立地域保育所条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第32号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

挙手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程12 議案第33号 鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 の制定について

○議長(埴渕賢治)

日程12、議案第33号、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。本案につ いて、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第33号は、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。認定こども園、幼稚園、保育所などの特定教育保育施設を利用する場合、これまでは支給認定証を全ての保護者に対して交付しておりましたが、運用上は自治体からの給付等の額が示されることもあり、事務負担の軽減が図られますことから、申請があった場合のみ交付するよう条例の一部を改正したくご提案申し上げるものであります。改正内容についてご説明いたします。鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するといたしまして、第8条は受給資格等の確認の規定であり、必要に応じて交付し、認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に規定する通知を加えるものであります。次に附則は、施行期日の規定であり、この条例は公布の日から施行するものであります。以上、鹿追町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第33号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩とします。再開は11時10分とします。

休憩 11時00分 再開 11時10分

○議長(埴渕賢治)

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程13 議案第34号 平成29年度鹿追町一般会計補正予算(第1号) について

○議長(埴渕賢治)

日程13、議案第34号、平成29年度鹿追町一般会計補正予算第1号についてを議題 とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第34号は、平成29年度一般会補正予算第1号となるものです。平成29年度一 般会補正予算第1号は次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算 の補正であり、歳入歳出にそれぞれ8,724万7千円を追加しまして、総額を66億1, 324万7千円とするものであります。第2条は、債務負担行為であります。第3条は、 地方債の補正、変更であります。補正予算の内容につきまして、歳出35ページよりご説 明申し上げます。款項目、議会費の賃金で191万1千円の減額、総務費、総務管理費、 一般管理費の委託料で9万2千円、備品購入費でハンドドライヤー購入、70万円、寄附 金で北海道大学大学院へ50万円のそれぞれ追加、文書広報費の負担金で地域(行政区) のつながり活動助成金、1,583万円の追加、支所費の負担金で通明分館行事用テント 購入で212万1千円の追加、企画振興費の賃金で385万6千円の減額、旅費で84万 7千円、需用費、消耗品費、印刷製本費、合計で28万円、役務費で1万6千円、負担金 で、2万7千円のそれぞれ追加、ジオパーク事業費の需用費、修繕料で40万円、工事請 負費で129万6千円のそれぞれ追加、地方創生交付金事業費の賃金で1,164万円、 需用費、消耗品費で200万円のそれぞれ追加、徴税費、賦課徴収費の賃金で172万3 千円の追加、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の繰出金で国保会計分、2,349万 1千円の減額、心身障がい者特別対策費の賃金で43万9千円、需用費、修繕料で170 万円のそれぞれ追加、老人福祉施設費の需用費、消耗品費、修繕料、合計で6万9千円、 役務費で健康増進センター確認申請外で32万2千円のそれぞれ追加、在宅福祉費の繰出 金で介護会計へ1万4千円の追加、児童福祉費、こども園費は財源内訳の補正であります。 衛生費、保健衛生費、保健指導費の賃金で19万2千円の追加、清掃費、清掃総務費の役 務費で合計9万円、原材料費で8万3千円のそれぞれ追加、農林費、農業費、農業振興費 の負担金で225万円の追加、畜産業費の備品購入費で牧場用ブロードキャスター、11 8万9千円、負担金で58万3千円のそれぞれ追加、農業用水事業費の備品購入費で16 0万円、繰出金で簡易水道、下水道合計で、1,527万3千円のそれぞれ追加、款項、 商工費、商工業振興費の賃金で180万6千円の減額、需用費、消耗品費で7万1千円、 委託料で40万円、原材料費で50万円、備品購入費で43万6千円のそれぞれ追加、土 木費、道路橋りょう費、道路新設改良費の賃金で186万6千円、委託料で275万5千 円のそれぞれ減額、工事請負費で5丁目本通り改良舗装から北瓜幕西26線舗装補修まで の合計、2,540万5千円の追加、公有財産購入費で100万円の減額、都市計画費、 公園緑地費の需用費、消耗品費で7万7千円、役務費で8千円、使用料で街路灯の LED 化に伴いますリース料、287万3千円、備品購入費で5万4千円のそれぞれ追加、住宅 費、住宅管理費の賃金で334万4千円の追加、教育費、教育総務費、共同調理場は財源 内訳の補正であります。社会教育費、社会教育施設費の備品購入費で3万1千円の追加、 図書館費の賃金で222万円の追加、保健体育費、体育振興費の使用料で15万9千円、 負担金で1万円のそれぞれ追加であります。諸支出金、基金費、基金費の積立金で町づく り基金から環境保全センター基金までの合計2,706万8千円の追加であります。次に 歳入31ページからご説明いたします。款項目、地方交付税の地方交付税で6,854万 2千円の追加、分担金及び負担金、負担金、民生費負担金の児童福祉費負担金で461万 8 千円の減額、教育費負担金の教育総務費負担金で20万9千円の減額、使用料及び手数 料、使用料、民生使用料の児童福祉使用料で78万9千円の減額、国庫支出金、国庫補助 金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で682万円の追加、土木費国庫補助金の道路 橋りょう費補助金で、5丁目本通り改良舗装事業外合計で794万7千円の追加、道支出 金、道補助金、民生費道補助金の児童福祉費補助金で182万1千円の追加、農林費道補 助金の農業費補助金で225万円の追加、財産収入、財産売払収入、不動産売払収入の土 地売払収入で92万4千円の追加、款項、寄附金、一般寄附金の一般寄附金で帯広市在住 の土井清夫様よりふるさと納税として、100万円の追加、総務費寄附金の総務管理費寄 附金で町内泉町の三上一正様からまちづくりのため、5万円の寄附をいただき、4万9千 円の追加、教育費寄附金の保健体育費寄附金で、匿名の方から弓道振興のため1万円の追 加、諸収入、雑入、雑入の雑入で210万円の追加、款項、町債、土木債の道路橋りょう 債で鹿追4号線改良舗装事業外合計で140万円の追加であります。次に27ページ、第

2表の債務負担行為についてご説明いたします。この債務負担行為につきましては、LE D照明導入促進事業に関わるもので、期間は平成30年度から平成39年度までの10年間で限度額が8,331万2千円以内とするものであります。次に第3表の地方債の補正、変更についてご説明申し上げます。起債の目的は過疎対策事業であり、限度額に140万円を追加しまして、補正後の限度額を2億40万円とするもので、限度額以外の変更はありません。以上、一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。4番、台蔵征一議員。

○4番(台蔵征一)

支出の総務費の中の水素自動車運行用務委託料。

○議長(埴渕賢治)

ページ数をお願いします。

○4番(台蔵征一)

すみません。35ページの水素自動車運行業務委託料ということで9万2千円上がっているわけですけれども、追加されるわけですけれども、今27年度から中鹿追のバイオガスプラントにおいてですね、農業の家畜糞尿が由来の水素を活用した水素サプライテチェーン実証事業というのが鹿追で実施されているわけですけれども、その中にミライという水素を燃料とした自動車とフォークリフトというのが鹿追にお借り、借りている実態ですけれども、このミライのこれからのですね利用方法というんですか。この今の委託料が上がってきていますんで、そのお考えをご報告いただきたいと思います。

○議長(埴渕賢治)

喜井総務課長。

○総務課長(喜井知己)

はい。総務費の9万円の追加の内容につきましては、ミライの運行委託料、これについてはですね、理事者が遠くに移動する際のですね、運行業務を専門の方に依頼する場合の委託料ということで計上をさせていただきました。あとミライの運行等の内容については農振課長の方からお答えをいたします。

○議長(埴渕賢治)

菅原農業振興課長。

○農業振興課長(菅原義正)

台蔵議員さんがおっしゃられたようにですね、今の5年間ということで、平成31年まで民間事業者による水素サプライチェーンの実証事業を今行なっているところでございます。家畜糞尿からの由来の水素ということで、事業者の方からはご承知のとおりミライ1台とそれからフォークリフト1台ということで、その家畜糞尿からできた水素、どのように作ってですね、どういう燃費だとかとそういうことも含めてですね今の調査をしてくれということで、預かって調査をこれからどんどん使っていくような形の方がいいのかなというふうに思っているところでございます。3年間、これから3年間使っていってですね、燃費だとか使い勝手等々について支障はないのか、水素について支障がないのかということで調査をさせていただいて、その3年後につきましてはまた、これから協議をしていきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長(埴渕賢治)

よろしいですか。関連して他ありませんか。全般的に質疑、9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

35ページと40ページからでね。まず35ページの方の地域、行政区のつながり活動助成金ということで、これ全協のときも内容的なことはお聞きしているわけだけれども、問題はどうやってそのあり方というのかな、それら等々を啓蒙して、これ区長会議等々も行なったというふうに聞いてはいるんだけれども、問題点はね、メニューのあり方等々と含めて、どういったコミュニティ、地域をつくっていくかということにつながっていくんだと思うんだけれども、なかなか単身者の人方が、町内会に入ってもらえないという実態的な実状があるんだけれどもね、そこら辺り行政としてどのような取り組みをしていって加入促進等々含めてね参加してもらえる地域づくりをしていくかと、行なっていくかということにつながってくると思うんだけれども、その辺含めてね、鹿追の戸数的な内容等々もその単位の行政区では分かっていると思うんだけれども、地域でそういったものに加入してもらえない単身者含めて町内会のあり方等々、これ行政で掌握しているのかどうかね。まずお伺いしておきます。

○議長(埴渕賢治)

渡辺企画財政課長。

○企画財政課長 (渡辺雅人)

はい、お答えをしたいと思います。まず今単身者の掌握ということなんですが、今現状

ですね、今手元に資料がなくて単身者がいくらというのは掌握はちょっとしていない状況でございますけれども、いずれにしても地域のつながり活動助成金というのはですね、地域のコミュニティの活性化、今議員おっしゃられたように単身世帯やら高齢者世帯やらいろいろな世帯がいる中で、コミュニティの活性化や自らの自主的な活動を促したものでございますので、こういったこの助成金によりましてできるだけ多くの行政区に取り組んでいただいてということを期待しているところでございます。以上です。

○議長(埴渕賢治)

9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

地域のコミュニティ、地域単位という部分になってくると思うんだけれども、それ辺あたりやっぱりあの単身者含めてね、家族持ちでもやっぱり入らない人もいるんだよな。その辺あたりの実態的な現実的な調査というのは、になるのか、その町内会町内会での聞き取り等々にもつながっていくと思うんだけれども、行政があんまりその地域のことにね、タッチすべきでないというのが私の考え方なんですけれども、一定区分そういうところを掌握していかないとこれからいろんな事業活動等々含めてね、地域また全体的な地域、少数的な地域もあるし、マクロ的な地域もあって、戸数等々についても相当ななんていうのかな、大所帯のところもあれば小所帯のところもあってということについては、再編等々もね、これなかなか可能なようで可能でないという部分もあったりするもんだから、行政が音頭を取るべきではないなというふうには思ってはいるんだけれども、一定区分やっぱりそういったね、基本的な考え方を立ち入らないとやはり地域のコミュニティ、地域活動がやっぱり潤沢に行われていかないだろうなというふうに理解をするわけだけれども、その辺あたりね、やはり実態的に行政としてどう取り組むのかということについて、指針があればお伺いをしておきます。

○議長(埴渕賢治)

吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

あの私の方からお答えをさせていただきますけれども、ご案内のようにこの新しいつながり活動助成というね、これを創設したということについては、まず今議員おっしゃるようにですね、地域の連携それら助け合いというか、そういうこと等々全てがですね、だんだんと薄らいできている、過疎化をしているという状況の中で、今行政に期待をされるい

ろんな事業があるわけでありますけれども、全てをですね行政が行なっていくということ にもなかなかならないのではないか。人口減少の状況の中、あるいは高齢社会の中でです ね、そういうこと、これらをですね助成をしていく。意識の高揚を図りながら連携を高め ていこうというのがこの助成金ですから。いわゆる地方自治に対して地域自治ですね。自 分たちの区域は自分たちでですね、ある程度のものをやっていくということでありますか ら。そこで単身者等々についてはそういう活動、協力関係、これについては無関心という か、そういう方もいらっしゃることも承知をしておりますけれども、これらはですね、私 はこういう活動の中でね、一つの変革、節目としての行政区内におけるですね努力に私は 期待をしたいというふうに思っているわけです。単身者、入んなさい、協力しなさいとい う性格のものでもないし、この行政としてですね調査をして内容把握をしてどうするかと いう問題ではなくて、この問題を地域課題として解決をしていただくというのが、この性 質のものでありますから、そういう意味ではご期待どおりのとおりになっていないかもし れませんけれども、私はこの主旨、そしてそういう意識高揚をですね、そして加えて地域 自治というものがいかに大事かということをやっぱり理解をしてもらうしかないのではな いか。そのためのですね、われわれは働きかけはしっかりとやっていきたいというふうに 考えております。以上です。

○9番(吉田稔)

まあそれと町長、行政区の再編問題。

○町長(吉田弘志)

あの行政区の再編も私はこういう事業をですね展開することによって、必要性が出てくるのではないか。逆にですね、いうことでありますから。かつて私も行政区の再編について取り組んだことがありますけれども、こじんまりとですね、そういう関係でやっている間の行政区の一つの固まりとしてのですね機能というのは、それなりにあるわけでありますけれども、しかしこういう地域のことを地域でですね、課題として取り組んでいく。そういう意識の高揚ということになれば、当然行政区の再編ということも、私は必然的にですね出てくるというふうに考えておりますから。そういう意味では今後それらのあり方についてはぜひともですね、協議をさせていただきながら進めていこうというふうに考えております。

○議長(埴渕賢治)

9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

町長の理解も私も大体同じ考え方でいたいなと思っているんですけれども、これあの企画の方でこれら等々の目標、目的等々含めてね、やっぱりあると思うんだな。町長が言った今答弁あった等々に重複なると思うんだけれども、問題はそのコミュニティの再構築等々も含めながらね、これ何年間やってこれすぐ成果が現れるという問題でもないと思うんだけれども、ここら辺り何年ぐらいの目途にどのような目標、目的等々含めながらね、どういうものをクリアしたいのか。一定区分そこがなかったらね、あんまり積極的に伝わっていかないと思うんだけれども、それら等々含めてどんな考え方でいるのか。何年間がこの実行に当たるのか。それをちょっとお伺いしておきます。

○議長(埴渕賢治)

渡辺企画財政課長。ちょっと声を上げて、少し。

○企画財政課長 (渡辺雅人)

はい、お答えをしたいと思います。この事業ですね、今年度から3年間という期間でまずやらせていただいて、コミュニティの再生、町内会の状況等、まず見させていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長(埴渕賢治)

次に吉田議員、40ページについて。

○9番(吉田稔)

すみません。40ページも一緒に質問すればよかったんだけれども、これチョウザメの研究、共同開発、委託等々含めてね、これ9日の日に町長とそういった協議の場を設けるということにもなっておりますけれども、やっぱりこれ予算が一定区分、40万、50万等々含めてね、今後その観光に関するもの、または特産品等々含めながらね、町長の思いがここに現れているのかなというふうには理解はするんだけれども、その辺含めてね、今説明できる部分について、こういうような共同研究、委託をしたいんだというものがあれば、これ相手先等々明らかにしてほしいし、その辺含めてどのような町長の思いがあるのかね、まずそれをお聞かせ願います。

○議長(埴渕賢治)

吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

まだ大きいというか、ある程度の年数経ったのは2千匹弱でありますから、これがどん

どんですね、加工だとかあるいは商品として出回っていくという状況ではないわけでありますけれども、今の段階でできるものについては今やっているわけであります。しかし先ほど行政報告でもお話ししましたけども、ふ化事業がですね成功したということで、今後相当数がですね育っていくということになると、当然加工等々が出てくるわけでありますけれども、その相手についてはね、まだはっきりしておりません。しかしあのこれはですね、やはり食品加工ですから、しかるべきところにですねお願いをするということになるかと思いますけれども、いずれにしても今の研究の段階ではね、とかち財団だとかそうした先駆的な技術を持った機関に対してお願いをしていくということでありますから、実際に加工商品を作ってという段階になればですね、これはそれらではなくてですね、商業ベースの加工業者ということになるというふうに考えております。

○議長(埴渕賢治)

他に質疑ありませんか。とおして、6番、上嶋和志議員。

○6番(上嶋和志)

先ほどの、吉田議員の質問と重なるんですけれども、35ページの地域つながり活動助成金ということで、それぞれ地域の活性化、地域自治ということで意義ある助成金と思うんですけれども、私たち1月に年度替えということで、私たちの地域はですね。その他2月決算、3月決算という地域もあると思うんですよね。それでそれぞれ予算を立て今年度行う事業を既に決めて、その年度途中での執行ということで、今回かなりの予算もついているということで、これから集まってどのような事業をすればいいかという新たにまた事業を構築しなければならないという戸惑いがあると思うんですよね。それでどのようなことをやればというもう少し具体的なメニューを提案いただかないと、年度途中の執行でありますので、各地域において戸惑いがあると思うんですけど、そこら辺いかにやっていただけますでしょうか。

○議長(埴渕賢治)

渡辺企画財政課長。

○企画財政課長 (渡辺雅人)

はい、お答えをさせていただきます。先日あの行政区長会議ではお話をさせていただい たところですが、今作成中でございますが、もう少し詳細な資料、手引き等作成をいたし まして、各行政区長へのお知らせを今考えているところでございます。またホームページ や今後広報誌等でもですね周知をしていきたいと思いますし、地域からお話があればご説 明に伺うということも考えているところでございます。以上です。

○議長(埴渕賢治)

6番、上嶋和志議員。

○6番(上嶋和志)

やはり初年度ということでなかなか戸惑いもあるということでございます。来年、再来年という3年間続くということでございますので、この補助金が、助成金がですね地域のコミュニティの活発化につながるものになるよう有効なる助成金となることを願うところです。

○議長(埴渕賢治)

吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

私の方からもちょっとお話しますけれども、言ってみれば行政区というか、これらの活 動についてはね、これまで地域自治という視点には必ずしも立っていない。行政からのお 願い事項、これらに応えてですね協力をしていただけるようなこと、若干ですねかつて北 海道社会福祉協議会が地域に対してなにがしかの補助金を出してですね、地域での敬老会 というのかな。そういう集まりの会ができるような、そういう財政措置をした前例がある わけでありますけれども、言ってみればまだまだその行政活動、本来のそういう姿という ものを描ききれていないというのが、今の私は状況だろうというふうに思っています。従 ってあの今後ですね、今、上嶋議員さんおっしゃるように本来の地域自治と行政区活動の あり方というものについてですねしっかりと分かっていただけるような、そういう取り組 みが必要だというふうに思っております。先般の私は各課長に対してね自分が抱えている 問題で全てが行政がやらなければならないこと以外にね、やはり地域でお願いをしなけれ ばどうしてもやっていけないもの、例えば今見守りだとかね、そういうことについてもい ろんな方にお願いをしています。あるいは災害等々に対する防災意識の高揚、避難場所も ですね周知だとか、そういうことについても言ってみれば極めて私はそういうことをです ね、日常生活の中で意識をして地域で取り組むというのがまだまだ私は弱いというふうに 思っております。そういうことをですね、各課長はですね自分の課題として地域に取り組 んでいただくように、ぜひとも私はPRするべきでないかというお話をしております。き っと私はそれぞれの課長がね、その中でぜひともこういうせっかく制度ができたわけであ りますから、これを生かすべくPRをして欲しいというお話をしておりますんでね、それ ぞれの行政区長さんになるか、防災委員さんになるか、あるいは福祉担当の役員さんになるかわかりませんけれども、そういうところに積極的にこういう事業をやれば、こういうふうに使えるよと、そして地域はこんなによくなるよというお話をですね、やっぱりしっかりとしていく必要があるというふうに考えております。あの議員の皆さん方もぜひとも地域でですね、この新しい制度の持つ意味について積極的なPRをしていただければありがたいというふうに思っております。以上であります。

○議長(埴渕賢治)

関連して今の案件についてありませんか。全体的にありません。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第34号を採決します。 この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長(埴渕賢治)

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程14 議案第35号 平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) について

○議長(埴渕賢治)

日程14、議案第35号、平成29年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算第1号についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第35号は、平成29年度国民健康保険特別会計補正予算第1号となるものです。 平成29年度国民健康保険特別会計補正予算第1号は次に定めるところによるといたしま して、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出からそれぞれ1,341万6千円を 減額しまして、総額を9億5,826万3千円とするものであります。補正内容につきま しては歳出52ページよりご説明申し上げます。保険給付費、療養諸費、一般被保険者療

養給付費及び退職被保険者等療養給付費は財源内訳の補正であります。退職被保険者等療 養費の負担金で8万2千円の追加、高額療養費、退職被保険者等高額療養費の負担金で5 0万円の追加、款項目、後期高齢者支援金の負担金で844万7千円の減額、後期高齢者 事務費拠出金の負担金で3千円の減額、款項目、前期高齢者納付金の負担金で28万7千 円の追加、前期高齢者事務費拠出金の負担金で4千円の減額、款項、老人保健拠出金、老 人保健事務費拠出金の負担金で6千円の減額、款項目、介護納付金の負担金で616万3 千円の減額、款項目、保健事業費の役務費で3万8千円の追加、諸支出金、償還金及び還 付加算金、一般被保険者保険税還付金の償還金で30万円の追加であります。次に歳入4 9ページからご説明いたします。款項、国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税の 医療給付費分現年課税分で1,016万8千円の追加、後期高齢者支援金分現年課税分で 451万9千円の追加、介護納付金分現年課税分で9万1千円の追加、退職被保険者等国 民健康保険税の医療給付費分現年課税分で31万4千円の減額、後期高齢者支援金分現年 課税分で14万5千円の減額、介護納付金分現年課税分で20万2千円の減額、国庫支出 金、国庫負担金、療養給付費等負担金の現年度分で475万5千円の減額、款項目、療養 給付費交付金の現年度分で89万6千円の追加、款項目、前期高齢者交付金の前期高齢者 交付金で、190万円の追加、道支出金、道補助金、財政調整交付金の財政調整交付金で 合計208万3千円の減額、繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金のその他一般会計繰 入金で2,349万1千円の減額であります。以上、国民健康保険特別会計補正予算第1 号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申 し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第35号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程15 議案第36号 平成29年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算(第 1号) について

○議長(埴渕賢治)

日程15、議案第36号、平成29年度鹿追町簡易水道特別会計補正予算第1号についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第36号は、平成29年度簡易水道特別会計補正予算第1号となるものです。平成 29年度簡易水道特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるといたしまして第 1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ3,989万円を追加しまして、 総額を1億7,082万2千円とするものであります。第2条は、地方債の補正変更であ ります。補正予算の内容につきましては、歳出63ページよりご説明します。事業費、水 道施設費、施設管理費の委託料で東瓜幕地区、然別湖畔地区合計で2,700万円、工事 請負費で高台地区、瓜幕地区合計で1,289万円のそれぞれ追加であります。次に歳入 61ページからになります。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で 940万1千円の追加、諸収入、受託事業収入、受託事業収入の受託事業収入で18万9 千円の追加、款項、町債、簡易水道事業債の簡易水道事業債で、高台地区、然別湖畔地区 合計で2,820万円の追加、道支出金、道補助金、簡易水道事業費道補助金の簡易水道 事業費補助金で、然別湖畔地区簡易水道改修で210万円の追加であります。次に第2表、 地方債の補正変更についてご説明いたします。58ページとなります。起債の目的は簡易 水道事業であり、限度額740万円に2、820万円を追加しまして、補正後の限度額を 3,560万円とするもので限度額以外の変更はありません。以上、簡易水道特別会計補 正予算第1号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしく お願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第36号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程16 議案第37号 平成29年度鹿追町下水道特別会計補正予算(第1号) について

○議長(埴渕賢治)

日程16、議案第37号、平成29年度鹿追町下水道特別会計補正予算第1号について を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第37号は、平成29年度下水道特別会計補正予算第1号となるものです。平成29年度下水道特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ587万円2千円を追加しまして、総額を3億6,825万円とするものであります。補正予算の内容につきまして、歳出70ページよりご説明いたします。管理費、施設管理費、農業集落排水施設管理費の使用料で77万2千円の追加、款項、事業費、個別排水処理施設整備事業費の需用費、修繕料でブロアー修理で510万円の追加となるものです。次に歳入、前ページからご説明いたします。繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金の一般会計繰入金で587万2千円の追加であります。以上、下水道特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第37号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時00分からといたします。

休憩 11時56分 再開 13時00分

○議長(埴渕賢治)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程17 議案第38号 平成29年度鹿追町介護保険特別会計補正予算(第 1号) について

○議長(埴渕賢治)

日程17、議案第38号、平成29年度鹿追町介護保険特別会計補正予算第1号について で議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長 (松本新吾)

議案第38号は、平成29年度介護保険特別会計補正予算第1号となるものです。平成29年度介護保険特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ11万6千円を追加しまして、総額を4億7,087万4千円とするものであります。補正予算の内容につきましては、歳出78ページよりご説明いたします。地域支援事業費、介護予防生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネージメント事業費の委託料で11万6千円の追加であります。次に歳入76ページからご説明いたします。款項、介護保険料、第1号被保険者保険料の現年度分で2万7千円の追加、国庫支出金、国庫補助金、地域支援事業交付金、総合事業の現年度分で2万9千円の追加、道支出金、道補助金、地域支援事業交付金、総合事業の現年度分で1万4千円の追加、款項、支払基金交付金、地域支援事業交付金の現年度分で3万2千円の追加、繰入金、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金、総合事業の現年度分で1

万4千円の追加となるものです。以上、介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第38号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程18 議案第39号 平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正 予算(第1号)について

○議長(埴渕賢治)

日程18、議案第39号、平成29年度鹿追町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号 についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長 (松本新吾)

議案第39号は平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号となるものです。 平成29年度後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによるといた しまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ12万円を追加しま して、総額を7,850万2千円とするものであります。補正予算の内容につきまして、 歳出85ページよりご説明いたします。諸支出金、償還金及び還付加算金、保険料還付金 の償還金で10万円の追加、還付加算金の償還金で2万円の追加となるものです。次に歳 入、前ページからご説明いたします。諸収入、延滞金及び過料、過料の過料で2万円の追加、雑入、返納金の返納金で10万円の追加となるものであります。以上、後期高齢者医療特別会計補正予算第1号ついてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますよ うよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第39号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程19 議案第40号 十勝環境複合事務組合規約の変更について

日程20 議案第41号 十勝環境複合事務組合の解散について

日程21 議案第42号 十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分につい

7

日程22 議案第43号 十勝圏複合事務組合規約の変更について

○議長(埴渕賢治)

日程19、議案第40号、十勝環境複合事務組合規約の変更について、日程20、議案第41号、十勝環境複合事務組合の解散について、日程21、議案第42号、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分について、日程22、議案第43号、十勝圏複合事務組合規約の変更について、以上4件については、関連がありますので一括して提案説明と質疑、討論を行い、議件ごと採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。以上4件について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長 (松本新吾)

議案第40号、十勝環境複合事務組合規約の変更についてから議案第43号、十勝圏複

合事務組合規約の変更について、以上4件につきまして関連がありますので一括して説明させていただきます。提案理由を申し上げます。十勝環境複合事務組合が行なっているし尿処理が管内全市町村となったことを受け、これまで構成市町村が同一となった場合が組織の効率化に向け統合等を進めてきました経過を踏まえ、十勝圏複合事務組合と十勝環境複合事務組合を統合し、効率的、効果的な広域連携の取り組みを進めようとするものであり、組合の解散があった場合に十勝圏複合事務組合が事務を承継するため、規約の一部を改正しようとするものであります。はじめに議案第40号、十勝環境複合事務組合規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定により、十勝環境複合事務組合規約を次のとおり変更するといたしまして、新たに第5章、雑則を設け、第17条、事務の承継として組合の解散があった場合においては、十勝圏複合事務組合がその事務を承継するとし、附則は、施行期日の規定であり、北海道知事の許可のあった日から施行するとするものであります。

次に議案第41号、十勝環境複合事務組合の解散については、地方自治法第288条の 規定により、平成30年3月31日をもって、十勝環境複合事務組合を解散するとするも のであります。

次に議案第42号、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分については、地方自治 法第289条の規定により、十勝環境複合事務組合の解散に伴う財産処分を、別紙のとお り関係市町村の協議の上定めるもので、別紙、協議書により一切の財産は十勝圏複合事務 組合が承継するとするものであります。

次に議案第43号、十勝圏複合事務組合規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により、十勝圏複合事務組合規約を次のとおり変更するといたしまして、規約を全部改正するものであります。主な改正点につきましては、十勝環境複合事務組合との統合に伴いまして、し尿処理、ごみ処理、十勝川流域下水道の管理、運営に関する共同処理する事務を加え、事務所の位置を現在の市役所内から西24条北4丁目1番地の5のくりりんセンター内とし、字句の整理、負担金区分の改正であります。次に附則第1条は、施行期日の規定であり、この規約は平成30年4月1日から施行するもので、第2条は事務の承継、第3条は経過措置、第4条は準備行為、第5条は最初に選任される副組合長の任期をそれぞれ定めるものであります。以上、議案第40号から、議案第43号まで一括して説明させていただきました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第40号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程23

議員の派遣について

○議長(埴渕賢治)

日程23、議員の派遣についてを議題とします。北海道町村議会議長会主催議員研修会への参加のため、会議規則第127条により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。

お諮りします。議員の派遣についてご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。議員の派遣については原案のとおり決定しました。 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

散会 13時15分

平成29年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 2号

日時 平成29年 6月16日(金曜日) 午前10時00分 開 議場所 鹿追町議会議場

日程 1 一般質問

8番 狩野 正雄議員

1番 山口 優子議員

10番 安藤 幹夫議員

2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

3 出席議員(11名)

1番 山口 優子議員 2番 武藤 敦則議員 3番 畑 久雄議員

4番 台蔵 征一議員 5番 加納 茂議員 6番 上嶋 和志議員

7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 吉田 稔議員

10番 安藤 幹夫議員 11番 埴渕 賢治議員

- 4 欠席議員(なし)
- 5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田弘志

農業委員会会長 櫻井公彦

教育委員会教育長 大井和行

代表監查委員 野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本新吾

総 務 課 長 喜 井 知 己

企画財政課長 渡辺雅人 町 民 課 長 島かおる 農業振興課長 菅 原 義 正 建設水道課長 櫻 庭 力 商工観光課長 黒 井 敦 志 兼ジオパーク推進室長 福祉課長 佐々木 康 人 瓜幕支所長 津 田 祐 治 病院事務長 菊 池 光 浩 松井裕二 子育てスマイル課長 消防署長 内 海 卓 実 会計管理者 葛 西 浩 二 総務課総務係長 武 者 正 人 企画財政課長補佐兼財政係長 佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの 学校教育課長 草野 礼 行

社会教育課長 浅野悦伸

- 8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの 事務局長 檜山敏行
- 9 議会事務局職員出席者

 事 務 局 長 坂 井 克 巳

 書 記 高 瀬 俊 一

平成29年 6月16日 (金曜日) 午前10時00分 開議

○議長(埴渕賢治)

これから本日の会議を開きます。

日程1 一般質問

○議長(埴渕賢治)

日程1、一般質問を行います。質問の通告がありますので、順次発言を許します。8番 狩野正雄議員。

○8番(狩野正雄)

ただ今、議長のお許しをいただきましたので通告に従い、一般質問をいたします。標題は、高齢者移住者等がまちづくりに参画し活躍できる場をということでございます。要旨を述べます。高齢化の波は今後さらに進んでいく状況にあって、労働人口の減少や日常生活において、住民はさまざまな支援を求めてくることが予想されます。一方、定年を迎えた人が、元気に何らかの形で活動することで地域に貢献していきたいと考え、活躍の場が求められています。さらに都市に住む住民の中には、田舎暮らしを考え移住先を探している人も現れています。そのような人たちが活躍できるようにするためには、人材教育として仕事に必要な技術や知識を身につけることのできる研修の機会が必要と考えます。それまで使ったことのない機械や道具の使い方が分からないことや、作業上の注意等を理解していないことは、大きな事故やトラブルの原因となり労働災害につながるのです。1、高齢者や移住者が生き生きと活躍でき、まちづくりに参画できるような制度や仕組みが必要ではないか。2、労働安全衛生法に基づいた技能講習(作業免許)受講者に対して、町としての支援制度をつくる考えは。3、小型の刈り払い機械や小型除雪機械での作業による事故やトラブルが発生しております。機械の取り扱い方法や点検整備の方法について学ぶ講習会を実施する考えは。以上です。

○議長(埴渕賢治)

答弁、吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

狩野議員からは、高齢者移住者等がまちづくりに参画し活躍できる場を、と題しまして 質問をいただきましたので、順次お答えをしたいと思っています。まず1点目の高齢者や 移住者が生き生きと活躍でき、まちづくりに参画できるような制度や仕組みが必要ではな いかと。平成27年10月に策定いたしました、鹿追町まち・ひと・しごと創生総合戦略

の基本目標の一つに安定した雇用の創出を掲げ、バイオガスプラントや余剰熱を活用し各 種事業の推進により新たな雇用の創出と、さらに移住者などが持っている経験や職業スキ ルを鹿追町で生かせる雇用の創出を推進するといたしております。本町においては、これ らを具現化するために、平成27年から鹿追町高齢者等社会参加促進事業、いわゆるタク シー券等々の助成を創設し、高齢者等が少しでも社会参加をできるように現在これらの制 度を利用して足の確保はもちろんになりますけれど、300名余の方が利用しているとこ ろであります。さらに寿勤労会も高齢者の働く受け皿となっておりますが、現在の活動は 町委託作業が主な内容となっておりまして、そういう意味からいくとさらに高い知識や技 能を生かした分野での仕事の需用等について調査研究をする必要があるだろうと考えてい るところであります。また今年6月から、鹿追町無料職業紹介所の開設をしたところであ りますけれども、町内企業・事業所の求人情報を広く発信し、求職と求人をマッチングす ることにより、町内雇用の安定と移住定住の促進を図ってまいりたいと考えているもので あります。さらに先般、町議会において可決いただいた、町内行政区への新たな助成制度、 地域のつながり活動助成金を積極的に活用していただくことにより、高齢者などが活躍す る場の創出と、地域づくりへの参画促進につなげていくことができるというふうに考えて いるところでございます。さらにはバイオガスプラント関連事業においても、地方創生に 関する交付金を活用しながら、新たな事業に積極的に挑戦し、雇用創出を図っていきたい、 それらにつなげてまいりたいとこのように考えているところであります。2点目の労働安 全衛生法に基づいた技能講習受講者に対しての、町としての支援制度をつくる考えは、に ついてお答えをいたします。労働安全衛生法は、快適な職場環境の実現と労働条件の改善 を通して職場における労働者の安全と健康を確保するため、事業者の責任を求めているも のであります。各事業所で期待されている従業員の能力が異なることから、職場環境や従 業員の立場で学ぶことは多岐にわたっております。技能講習は事業所で実施されるもの以 外に、個人の資質向上と将来への自己投資の意味から、鹿追町を含めた8自治体で構成を している十勝西北部通年雇用促進協議会では、季節労働者資格取得促進事業において受講 経費を助成しておりますので、これらをさらに活用されるように周知徹底をしてまいりた いと考えております。3点目の小型の刈り払い機械や小型除雪機での作業による事故やト ラブルが発生をしている。機械の取り扱い方法や点検整備の方法について学ぶ講習会を実 施する考えがあるかについてお答えを申し上げます。小型の刈り払い機や小型除雪機は、 誰でも扱え、一般消費者に広く普及し利用されており、扱いやすい機械だと思っておりま

すけれども取り扱う際には、使用者自身が危険性を認識し取り扱い方法などをよく確認した上で、正しく使用する努力が必要であると考えております。高齢者や移住者の方々を含め住民の方が暮らしやすい地域をつくるためには、地域でお互いを支え、応援をすることが必要であります。町内会の友人や先輩が鹿追町で暮らす知恵をお互いに教え合う環境づくりが大切であると考えております。先ほど説明をいたしましたけれども、町内行政区への新たな助成制度、地域のつながり活動助成を積極的に活用していただき、地域コミュニティを育み、草刈りや除雪の知恵を含めて高齢者や移住者の方々に対して地域住民が助け合うという、そうした環境づくりを積極的に行なっていただきながら、ご質問いただいた期待に沿えるような内容も出てくるんではないかとこのように考えております。そういう意味では、今回の地域つながり活動費の活用の内容について今後一層、行政として行政区長さんをはじめ地域の皆さんにPRをしてまいりたいとこのように考えておりますのでよろしくご指導をいただきたいというふうに思っております。以上、答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

狩野議員、再質問ありますか。8番、狩野正雄議員。

○8番(狩野正雄)

非常に分かりやすい内容の答弁だったと理解しております。今回の質問はですね、人口減少社会の進行という中で働き手、産業の担い手をどう確保するかということが問題になっているんだと、そういう中で働くことに仕事をすることでリスクを抱える町民の就労支援ですとかね、作業支援とかをどのように進めるかということが課題となっております。それと農家の人に言われることはですね、農繁期にどうやって働いてくれる人を見つけるか非常に苦労しているという、そういう中では先ほども無料職業紹介所なんかも非常に期待できるものじゃないかと思うんですけど、特に春のビートの移植、芋のまきつけ、そういうときにですね、言われるのはフォークリフトを運転できる人がいれば本当に助かると、そういうフォークリフトをですねハウスから出したり、積んだり、運んだりしてくれる、そういう技術、何とかつけてくれる方法はないかという、そういう人材の教育の場をですねつくってですね、安全に仕事を覚えてもらう。そういう必要があるなというふうに常に感じるわけです。この間ですね、農協のJAの通信でですね、労働安全衛生法による技能講習が実施されたということを読みました。3月の21から24日にかけてやったそうですが、その講習の記事を読みますとですね、18名が参加したそうです。場所はJAの会

場で出張講習をしてくれたということです。先生が来てですねここに集まってくださいと いうことでそういうことで、内容は労働安全法による作業免許を取得できるそういう内容 だったそうです。もちろん、試験も行いましてですね試験に合格した人には、そういう講 習修了書というか、そういうものが渡されるわけですが、最近の農業を見ますとですね非 常にあの建設機械なんかがどんどん、例えば移動式クレーンを使っているところとか、フ ォークリフトを使っている。それからその中で玉掛けなんかの作業もいるわけですけれど も、これ玉掛けがなぜいるかというとですね、これ合図の重視、すごく大切だということ をね玉掛け講習では教えてくれるんですね。玉掛けの講習で合図というのはですね、例え ば芋の収穫のときにハーベスターが回ってきてかごに入れますよね。そのとき周りの状況 を運転手に伝える。安全だということを、それから確実に見える位置でまだ入れていいと か近づけとか、そういう操作の人に対する安全の何ていうんですか、合図ですね。そうい うことを教えてくれるわけですから、非常にあのこの仕事をする上で重要なことになって くるわけです。だからそういうこの講習会を開くことによってですね、業務のたくさん早 く安全に作ってですね、それでみんなが幸せになっていける。それが目的だと思います。 そういう方法が求められているわけですけれども、その中でまず職業紹介所、どこに置く のかということと、私非常に地域の活動助成制度というのは、新設されるということです けれども、どういう具体的なモデルケースを持っているのかですね、そのあの地域のつな がりはこういうふうに使えるんですよとか、説明していただきたいんですが、その無料職 業紹介所と地域のつながり活動助成ですか、それをまずお聞きします。

○議長(埴渕賢治)

渡辺企画財政課長。

○企画財政課長 (渡辺雅人)

お答えをさせていただきます。まず鹿追町無料職業紹介所についてでございますが、開設する場所は役場の企画財政課に6月12日から、求人求職の受け付けを始めているところでございます。またつながり交付金の、つながり助成金についての活用でございますが、つながり助成金のですね事業項目、5項目がございます。5項目の中から最低でも2つは選んでもらいたいという内容なんですが、その中には清掃、花植えや草刈りなどの環境美化活動や高齢者などの生活支援活動、あるいは子どもの安心、安全のための活動等々、いろんな項目が含まれております。町内会のみなさんがですね協力し合って草刈りですとか、除雪がままならない世帯への支援というのも助成対象として考えられるというところでご

ざいます。このような活用もあるのではないかと思っています。以上です。

○議長(埴渕賢治)

8番、狩野正雄議員。

○8番(狩野正雄)

ぜひこの制度がですね本当に使いやすくて、地域のそれから活性化にもつながる。それから何ていうんですか。農家の人が無料紹介所でこう短期で、2日でも3日でも人が欲しいときに対応できるそういうふうにですね、ぜひあの何かこううまく登録者を募ったりですねやって実のあるものにしていく必要があるなと。制度を作ったけれども、働く人がいないとか、応募する人がいないということにならないようにですね、非常に何かこうきめ細かなですね視点でぜひやっていただきたいなというふうに思いますが、きめ細かな視点ということではなにか考えていますか。

○議長(埴渕賢治)

吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

まずあの今、課長の方からお答えしたとおりでありますけれども、先ほどの質問の中に ね、都市からの移住者が田舎を目指してきて、そこで技能を習得して働くというようなお 話もありました。これらも含めてちょっとお答えをしますけれども、いわゆるこの制度、 地方創生ということで国はですね、一生懸命、都市のいわゆるリタイヤした方をですね田 舎に移住をしていただいて、そしてまだまだ働ける年齢であればですね、そうしたことも 考えているようであります。ただ言えることはそうした制度の中にはですね、技能を既に 持っている。あるいはいろんな知識を持っている。そうした人材を田舎でさらに活用でき るような、そういうことが想定をされてのいわゆるCCRCという制度でありますから。 そういう意味では高齢の方を田舎にどんどん来ていただいて、町が助成をして資格を取得 をさせて、新たな人材を養成するということでは若干ないところがあります。しかし、そ うは言ってもですねそうした技能を既に持っている方であれば別ですけれども、ない方も やはり自分のふるさとをですね、がんばってみたいという方も私は今後いらっしゃるだろ うというふうに考えておりまして、そうした方にね先ほどお話をしている無料職業紹介所、 本町には農協が既にですね、これらの資格を持ってやっているわけでありますけれども、 町内2カ所目の紹介所ということで実施をいたしますのでね。今おっしゃられたように、 つくってはみたけれども、無用の長物にならないようにということについては、しっかり

と対応していきたいというふうに考えているところであります。それからもう1点はあと 何だった。もう一つあったね。地域つながりだね。これはね、言ってみれば地域つながり 助成金というのは、国内でもこういう主のものである程度の予算規模を持ってやるのは、 そう私はないというふうに思っています。いわゆる行政区、それらの活動については各自 治体取り組んでおりますけれども、行政がなかなか手が回らない部分、これを地域で取り 組んでいただこうというのが今回のこの制度の狙いです。いわゆる地方自治、自治体とい うのがあるその中にね、地域自治というものがあってもいいんではないかと。ですから地 域ごとに自分たちの住んでいるその地域をいわゆる治めるというか、いろいろ活動をして ですね、より一層住みやすいものにしようということでありますから、そういう意味では この予算を有効に活用していただくということが重要になるわけでありますけれども、た だ制度が今できたばかりで十分にどういうものに活用できるのかということは理解をされ ていない状況でありますから。そういう意味では町の方でもね、しっかりと分かりやすい 資料を作ってPRをしていこうということでありますし、各課長にはですね私はお話をし ているのは、自分たちのしている仕事の中で、地域がそれをカバーをしていく。フォロー をしてもらえる。そして一層いいものにしてもらえるようなそういう事業については、こ の制度を使ってですね積極的にやれるように、やってもらうようにPR、執行してほしい と。ですから今後各課長はですね、それをどういうふうに地域に対してアプローチをして いくかということが課題になってくるのかなというふうに思っています。もちろん広報だ とかいろんなメディアを使ってですねPRはしていきますけれども、そういう活動も必要 ということでありますから、毎月ね実施をされている1日かな。地域の会議だとか、そう いうところに行っている職員はね大いにPRをしてこれらの事業ができるようにしてもら いたい。そしてこれら成果としてね出ていけば、行政もどんどんどんどん大きくなるんで はなくて、むしろ小さくをして、そして財源もですね、地域に対してもっと増やしてもい いのではないかと、そんなふうに考えているところであります。以上であります。

○議長(埴渕賢治)

再質問ありますか。8番、狩野議員。

○8番(狩野正雄)

実のある内容をですね、きめ細かに考えていきたいというふうに思います。非常にあの 期待される制度に近づけるようにお願いをして、私の質問を終わります。以上です。

○議長(埴渕賢治)

これで狩野正雄議員の質問を終わります。次に、1番、山口優子議員。

○1番(山口優子)

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。 標題、鹿追町産業研修生のあり方について。鹿追町の産業研修生受け入れ事業は1998 年8月に始まり、今年2017年度も20回目となる研修生11名を受け入れた。この間、 毎年10人前後、計212人の産業研修生が町外から移住し、農業などの研修を積んだ。 1年間の研修期間修了後も町内に残り18組が結婚したり、また、農業従業員や店舗スタ ッフなど、さまざまな場所で活躍している。2018年には20周年を迎えるこの事業が、 働き手としての研修生である一方、人的交流も増え、移住促進やまちの活性化に貢献する 事業だと思いますが、以下4点について町長のお考えをお聞きします。1、今までのこの 事業の評価、今後の産業研修生のあり方についてはどのように考えているか。 2、1年の 研修修了後にも町内に残りたいという人が沢山いる。就職のあっせんや、住居探しのサポ ートの状況は。3、町内や近隣に住んでいる元産業研修生には、OG会メイプルという会 があるが、地元に戻った人については何もないので同窓会を立ち上げてはどうか。元産業 研修生は地元に帰ってからも鹿追に遊びに来たり、鹿追を第二のふるさとと思ってくれて いる人も多い。年に1回程度会報を郵送し、観光の情報や従業員募集のお知らせ、ふるさ と納税の呼びかけなどをしてはどうか。4、20周年を迎えるにあたり、記念事業などを 検討する考えは。

○議長(埴渕賢治)

答弁、吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

山口議員からは、鹿追町産業研修生のあり方についてと題しまして質問いただきましたのでお答えをいたします。現在の産業研修生受入事業は、平成10年のピュアモルトクラブハウス完成に合わせ受け入れを開始し、本年度で212名の研修生を受け入れ、各農家において農業研修を行なっております。また、研修後も鹿追町に残られて就労などされる方もこれまで41名おられまして、そのうち18名が農家の後継者と結婚されているという状況でございます。町としても、研修生の年齢要件の引き下げ、あるいは研修祝い金制度、あるいは就業祝い金制度等々を新たに条件環境整備をいたしまして、研修生の確保に向けての対策を講じてきております。近年の全国的な労働力不足の中でもこれらの効果もあり、平成28年13名の方がおいでになっておりますし、平成29年については11名

の受け入れ人数となっております。さて、1点目の今までの事業の評価、今後の産業研修 生のあり方についてどう考えるかという質問でありますけれども、本事業につきましては、 産業後継者対策として、また研修ではありますけれども農業担い手として、さらには議員 おっしゃるとおり、単なる研修だけではなくて人的交流やまちの活性化などいろいろな面 で大きな成果を挙げているものと考えておりますので、現在本町においては、この制度は なくてはならない制度と評価をしているところであります。今後もこの制度については、 一層内容を充実をさせながら継続してまいりたいと考えております。2点目の研修修了後 の就職のあっせんや住宅探しのサポートの状況についてでありますけれども、近年研修後 も鹿追町に残られる研修生も多くなってきており、平成26年度生では5名が、また28 年度生にあっては8名の方々が、鹿追などの農業あるいはその他の従業員として鹿追町に おいて就労をしております。このことは受け入れを行なった農家や町の対応が高い評価を 受けていることや、あるいは鹿追町の町民との関係、こうしたことについても好意を持っ て評価を受けている結果だと、このように思っているところでございます。鹿追町に残り たいという希望のある方については、担当職員が就職や住宅探しなど、相談を受けながら 対応をしておりますし、研修生の希望する職場に就職できるよう努力をしているところで ございます。また住居についても先ほども申し上げましたが、農業体験宿泊施設を鹿追町 では6戸、瓜幕地域では4戸を建設しておりまして、これらの施設や町営住宅、民間住宅 を紹介するなど支援をしているところであります。その他に農家であれば従業員住宅への 整備、これらについての支援も行なって、できるだけ良い環境の中で鹿追に残っていただ く、こういうふうに努力をしているところであります。次に3点目の同窓会を立ち上げて はどうかというご質問でありますけれども、OG会メイプルに対しまして、毎年町は助成 をしておりまして、この団体が同窓会であると認識をしておりました。同窓会などの団体 は、本来自主的に設立し活動を行う任意団体でありますので、町が主体となって設立する ことが適当であるか多少の疑問を持つものでございます。しかしながら、議員おっしゃる とおり産業研修制度やふるさと納税、町の話題など全国各地のOGの皆さんにPRをして いただくことは誠にありがたいことではありますので、設立をするための相談、あるいは 支援については十分対応をしてまいりたいとこのように考えております。4点目の20周 年を迎えるにあたりまして、記念事業などを検討する考えはあるかということであります が、今のところこうしたことについては特別な当事者からの動きもないということから考 えてはおりませんけれども、しかしご案内のようにピュアモルトクラブにつきましては、

本年度20周年記念の事業を現在計画をしておりますので、これらと併せてそうした記念事業がどうあるべきかについてはOGの現在の会員の皆さん方とも相談をして、できるのであればご協力を申し上げたいとこのように考えているところであります。以上、答弁に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

山口議員、再質問。1番、山口優子議員。

○1番(山口優子)

ご答弁ありがとうございました。この事業に関しては町長もおっしゃるとおりに産業後 継者の対策というところから発生はしているかと思いますけれども、農業の人手不足の解 消などいろいろな目的があると思います。この中で私はもっとこの移住定住の促進という 部分にもう少し力を入れていってはどうかという趣旨でこの一般質問のテーマとして取り 上げさせていただきました。この制度に応募して来られる方は、農業がしたいですとか大 自然の中で暮らしたいとか、そういう希望で鹿追町に選んで移住して来てくれている訳で すけれども、ほとんどの皆さんが鹿追町に1年後も残りたいというふうにおっしゃってい ただいています。研修中の1年間はいろんなイベントに参加もできるし、鹿追町の人たち は皆フレンドリーで優しいし楽しいと。人とのつながりもできて皆さん残りたいと思って くれる人が多いです。これはその産業研修生、研修が目的ではあるんですけれども、この 毎年来てくださる10人の方を鹿追町のファンとして育てているようなそういう意味のあ る事業かなと思います。一度は地元に帰っても、やっぱり鹿追町が良いと言ってもう一度 数年後に戻ってくるという人も結構います。平成26年度においては5名が残り、平成2 8年度においては8名が残ってくれているということですけれども、こういう良い状況が できたのは、やはり町の受け入れ体制とかが整ってきたおかげかなと思います。産業研修 生の人に実際話を聞くと、やはり住宅と仕事探しに困っているという人が多いんですけれ ども、この仕事の面と住宅の面がちょうどうまくいったので8名の方が残ってくれるとい う結果になったと担当の職員の方からも産業研修生の人たちからもお聞きしました。やは りピュアハウスは1年で出なければならないので、住宅についてはやはり若い女性に定住、 永住してほしいというふうに鹿追町が思っているのであれば、住環境の向上というのが欠 かせないと思いまして、今町内に市街地に6戸、瓜幕に4戸あるというお話でしたけれど も、住まいの質の向上とか、ずっとここに住んでいたいなと思えるような部屋を提供して いくということが大事かなと思います。後継者対策というだけの見方ではなくて、永住す るかもしれない新しい町民というふうに思ってほしいなと思います。地域行事やイベントとかに積極的に出てくる人というのが、やはり1年後も鹿追町に残りたいというふうに言ってくれるという可能性が高いと思いますので、イベントや行事に出てきてもらうようになればそこで人とのつながりもできて定住につながっていくのではないかと思います。これは研修生だけに限る必要はないと思うんですけれども、若い移住希望の方、現役世代の方とか高齢者の方で移住希望している方にも町内会などに入ってもらって、地域活動やボランティアなどに参加してもらって、それを地域活動参加を条件に地域通貨やポイントを付与したり、家賃割引するなどの試みが他の自治体でも行われていますけれども、移住促進を進めるためにこういった地域活動の参加を条件に家賃を割引するなどのそういう方法も研究や検討をしていただきたいと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長(埴渕賢治)

答弁、菅原農業振興課長。

○農業振興課長(菅原義正)

お答えをいたします。今山口議員さんがおっしやられたとおりですね、産業研修生と来 られた方々については意欲を持ってですね、鹿追町に溶け込むようにしていきたいという ことで農業をやりたいということで、経験をしたい、自然の中で生活をしたいということ で意欲を持って来ていただいている方でございます。ただ、その中でですね、本当は就職 をしたいということであるんですけれども、自信もないということでこういう産業研修生 に一度応募をしていただいて、1年間勤め上げることができたらまたやっていきたいとい うことで、お試しの期間もございまして、それに応募をされる方がいらっしゃいます。ほ とんど28年度8名残っておりますけれども、当初来られた時は自信がない、ちょっと試 してみたいんだという方が大勢いらっしゃいまして、1年で帰る方、という話の方も今年 については残っていただいてやっているところでございます。ピュアモルトの1年間の研 修につきましては、イベントもですね各行事、鹿追町の行事にも出ていただくように、そ れがカリキュラムの中に入っているということでやっております。その後も1年後につき ましてもなるべく話ができるように一応現研修生、それからその前の研修生と一緒に出て いただけるようにですね、いろいろ周知をさせていただいているところでございます。あ と、町からも先ほどお話がありましたように、1年後また鹿追町で就職をしていただいた ら、また来てから2年後になりますけれども、3年3万円の助成金を助成したりですね、 いろいろ町としてもやっているところでございます。住宅につきましても鹿追に6戸、そ

れから瓜幕に4戸ということで、基本的にはピュアモルトの生徒、次の1年でピュアモルトクラブハウスは出なきゃなりませんので、ピュアモルトの生徒を優先的に入れていくということで住宅の方を確保しているところでございます。助成制度につきましては今後検討していきたいなと、理事者とですね、話をして、そういう制度が良いのか検討させていただいて決めていきたいなというふうに思っております。

○議長(埴渕賢治)

1番、山口優子議員。

○1番(山口優子)

研修生に話を聞きますと、住宅のあっせんについては相談に乗ってくれたり、一生懸命 探してくれたりという話なんですけれども、やはり就職先を自分一人で探さないといけな いのが大変だという声を比較的よく聞きます。研修修了後も鹿追町内に残りたいという希 望にいかに応えていくか。就職の希望に対応できるような受け皿作りで具体的な方策を考 えていただきたいなと思っていまして、例えばその研修期間の修了の数カ月前からピュア ハウスの掲示板に住宅の情報とか、求人の就職の情報などを貼り出すなど、あとは一元化 した窓口の創設などを提案したかったのですが、今月ちょうど鹿追町でも役場が求人情報 をまとめる就職の紹介所を作るということで、とてもいいことだなと思います。一般の町 民にとっても移住希望の方にとっても求人情報がまとまっている一つの窓口というものが あるのはすごくいいことだなと思います。あと、産業研修生について受け入れる農家さん 以外の方、例えば商工業者の方、お店とかレストランとかの人などは産業研修生の制度は 自分たちにはあまり関係がないというふうに思っている人が多いかと思うんですけれども、 産業研修生はお店やレストランのスタッフになったり、また、今介護職に就いている方も いますし、過去には保育士として鹿追町の保育園に勤めていた人もいたり、役場の職員に なった方もいたりといろいろいらっしゃいますので、今、商工業者の方でも農業の現場で もその他の事業所でも人手不足だという声をよく聞きますが、例えばその方々はピュアモ ルトの産業研修生、卒業生が4月から就職先を探しているということを皆さんあまりご存 知ないのかなと思います。研修期間修了後はうちで働きませんかみたいな呼びかけを研修 生相手にもう少ししてもらえるような、事業所の方についても周知や告知、広報などが必 要かと思いますが、その点についてお伺いします。

○議長(埴渕賢治)

菅原農業振興課長。

○農業振興課長(菅原義正)

お答えいたします。議員おっしゃられるとおりですね、今年の研修生につきましては、 農家さん、大体それまで研修をされていた農家さんにそのまま引き続いてやっていくとい うことが多いですが、まれに今年については農業ではなくて、違うところに行きたいとい うことで福祉施設に行っている方もいらっしゃいます。研修中も畑作から冬ですか、冬は レストランの方に行かれている方もいらっしゃるところでございます。今あの職員の方で は個別にですね希望を聞きまして、そのまま継続してその農家さんにいるとか、そういう 希望もございますので、その話を農家さんの方に話をしたりしていろいろございますので、 引き続きになる場合もありますし、それもマッチングの部分もございますので、違う所に、 農家さんに行った方もいらっしゃいますので、今就職等々につきましては、個別に対応さ せていただいているところでございます。住宅についても今、先ほど言いましたけれども、 鹿追に6戸、それから瓜幕に4戸という形につきましては、優先にピュア生を入れている ということで、大体3年ぐらいをめどに優先に入れていったらどうだということで運用し ております。その後については、町営住宅だとか民間の住宅に移っていただくという形で 今進めているところでございます。あと、就職の方はやっぱり大変だということでござい ますので、先ほどお話のありました無料紹介所も含めましてですね、今後そういうのを活 用しながら紹介をしていきたいなというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長(埴渕賢治)

再質問、1番、山口優子議員。

○1番(山口優子)

研修生自身の希望ももちろんきめ細かに聞いて対応していただいているということは 重々私も承知をしております。ただあの、いろいろこういう求人が沢山あるよとこちらか ら提示してあげて、その中で選んでもらうというような方法も必要かと思いますので、提 案をさせていただきました。1年間の研修の内容についてなんですけれども、今その受け 入れ農家さんでは毎日現場でしっかりと研修をしていただいているという状況なんですけ れども、受け入れ農家さん以外での研修、例えば視察であったり座学であったり、そうい う研修の状況はどのようになっていますか。

○議長(埴渕賢治)

菅原農業振興課長。

○農業振興課長(菅原義正)

農家さんだけの研修だけではなくて、それぞれピュアモルト、それからイベントも含めまして、月に1回程度は研修という形でさせていただいています。いろいろ家畜保健所の方で病畜の関係の研修だとか、それから札幌に研修に行ったりとかですね、いろんな話しを聞いたりとか、大体割合といたしましては月に1回程度研修を設けさせていただいて研修をしているところでございます。

○議長(埴渕賢治)

1番、山口優子議員。

○1番(山口優子)

月に1回程度研修をしていただいているというお話なんですけれども、実際研修生に聞 きますと、実はもっと農業を学びたいんだという気持ちがある方が結構いらっしゃいます。 他の経営形態の農場を見てみたいですとか、例えば酪農でもつなぎからパーラーからロボ ットからありますし、畑作でも他の作物の農業体験や農産物の加工などをもっとしたいん だと言ってくれるような意欲のある研修生の話をよく聞きます。単なる農業生産だけに留 まらないような興味や関心を持っている意欲的な人が多いなという印象です。受け入れ先 以外の他の農家さんももっと見てみたいし、見学して勉強もしてみたいと。そういった意 欲に応えられるだけの研修の機会が今はまだそういう声が出てくるということなので、ま だ十分に応えられていないのかなと思いますし、例えば産業研修生として鹿追町に地元か ら離れて移住してくるわけですけれども、そういった方々はやっぱり今後の将来のライフ プランですとか、今後自分はどうしていきたいのかという人生のプランをキャリアなどを 描くことというのが難しいと思います。農業や農業に限らなくてもその他の分野に就業し た女性、これは産業研修生の卒業生だけに限らないんですけれども、そういう人から直接 話を聞くような機会の提供ですとか、研修の場が必要であると思います。地域農業の担い 手確保という観点もありますし、地域社会の担い手として育てるという意味もあります。 1年ではなくて、人材育成には時間がかかるかと思いますので、3年とか5年とかそうい う期間を長い目で見ていただければいいのかなと思います。一定の公的な支援も必要かな と思います。農業はわが町の基幹産業ですから、公的な支援をもう少し充実していただく 方向に検討していただくお考えはあるかどうかお伺いします。

○議長(埴渕賢治)

答弁、吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

山口議員から非常にあのさまざまな意見が出されております。総じてですね、本当にあの必要なことだなと、十分行き届いていないところ多々あるというふうに思っております。町としてもですね、この制度非常に大事ですから、これからもしっかりと評価をしながら育てていかなきゃならん、継続をしなければいけない、そんなふうに思っておりますけれども、今おっしゃられるようなことはですね、今の制度の中でどれくらいできるのか、個々の受け入れ先の農家の考え方もですね、こうした研修という視点での捉え方、これがどれだけ理解をされているか、やはり集合して研修をするという、あるいは新しい形態の農業、違った所を見るとしても、そうした時間が確保されなきゃならないわけでありますけれども、そうしたものがですね、今の制度の中で確保できるかどうかも含めてですね、よく考えてみる必要があるなというふうに思っております。私はあの比較的就職にしても住宅の問題についても担当はですね一生懸命やっていると、そしてそう不都合はないのかなと思っておりますけれども、しかしまだまだし足りない、十分周知をしていないなという感じはしておりますので、それも含めてですね、今後町としてどういうふうにすべきかについてしっかりと考えて対応していきたいとこのように考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長(埴渕賢治)

1番、山口優子議員。

○1番(山口優子)

ぜひあの毎年これだけの若い女性の方が鹿追町に来てくれるという、そしてその後移住、 定住を考えてくれるということはわが町の大きな財産だと思いますので、ぜひ今後とも力 を入れていっていただきたいとお願いをして、私の一般質問を終わらせていただきます。 ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

これで山口優子議員の質問を終わります。ここで10分間暫時休憩といたし、再開は1 1時10分といたます。

> 休憩 11時00分 再開 11時10分

○議長(埴渕賢治)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。10番、安藤幹夫議員。

○10番(安藤幹夫)

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。地域住民が関わ る地域包括ケアシステム構築と生活支援サービスの充実、推進についてと題しまして次の 質問をさせていただきます。国内の人口構造の変化を見ると、現在の高齢者1人を2. 6 人の若年世代が支える社会構造になっています。しかし、少子高齢化が一層進行する20 25年には、1人当たり1.8人に、また、団塊の世代といわれる全員が75歳を超えて、 国民全体の5人に1人に達すると想定されています。本町においても例外とは言えないこ とは、鹿追町人口ビジョンからも読み取ることができるところです。都市、地方に関わら ず急速に高齢化が進行することで医療や介護の必要性も急増し、財政の不足から現行の社 会保障制度が行き詰まる恐れがある危機感は十分想定されるところです。そこでいわゆる 2025年問題を踏まえ、人口の変化を見つめ、福祉施策の取り組む環境を理解した上で、 地域住民で支える仕組みが急がれるところです。今後構築される地域包括ケアシステムで の医療、介護の連携に限らず生活支援サービスを充実、推進していくことで、住民が長く 健康に暮らせることがまちづくりの基本と考えます。また、将来の福祉ビジョン作りにあ っては、正に地方創生の大きな課題の一つと位置付けることが重要であり、行政が地域政 策の主体となるのではなく、地域住民が主体となり福祉政策の形成と実行に関わる必要が あると考えますが、町長のご所見を伺います。

○議長(埴渕賢治)

答弁、吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

安藤議員からは、地域住民が関わる地域包括ケアシステム構築と生活支援サービス充実、推進についてという質問でありますので、お答えを申し上げます。高齢化が進行する中、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができる包括的な支援、サービス提供体制の構築を目指す地域包括ケアシステムは、まちづくりの重要な施策として捉え、町総合計画の中で推進を図っているところであります。議員ご指摘の通り、地域住民で支える生活支援サービスの仕組みづくりについては、互助の果たす役割が大きなものと認識し、町でもさまざまな事業に取り組んでいるところであります。今年より実施を計画をしております地域つながり活動助成金では、高齢者等の生活支援活動を対象事業の一つとして独居老人の見守り、あるいは除雪支援、お出かけ支援、買物代行等の活動を想定してつながりの意識を高める活動を支援をしていく考えであります。同じく今年度より実施を計画しております鹿追町サポートボランティアポイント事業につきましても、さまざまなボランテ

ィア活動を通した地域貢献の推奨、あるいは支援、さらには社会参加活動を促す取り組み も行なってまいりたいと考えております。また、現在導入を検討しておりますみまもりシ ステムでは、独居等の高齢者を見守りセンサーにより24時間体制での見守りということ で、事故等が発生した場合には迅速に近隣の協力員に連絡を取り、安否等の確認を行うこ とができる、地域住民を支える互助のシステムを考えているところであります。さらには、 いずれにしても地域住民が主体となって福祉政策の形成と実行におきまして、住民自らの 信念、関心に基づいて自分たちの生活とコミュニティの貢献をすることは、まちづくりに おいて最も基本的な考え方と認識しているところであります。町としても鹿追まちづくり 基本条例に基づいて町民と行政が情報を共有し、まちづくりの町民参加を進め、町民協働 により自立したまちづくりを進め、住んで良かったと思える自立をしたまちづくりを進め ていきたいと考えているところであります。今、行政に期待をされるところは、高齢社会 においては一層多面的にも、そして多岐にわたっているというふうに思っておりますけれ ども、人口が減る、そういう状況の中で役場組織だけがですね、どんどん大きくなるとい うことにはなっていかない。ならばどうするかということが大きな課題であるというふう に思っております。そこを今議員おっしゃられるように住民活動の一つとしてそうした思 いの高揚をですね、図っていきたいというふうに思っておりますので、新しい制度をです ね、有効な活用を一層町と地域が共有をしてまいるように努力をしていきますので、よろ しくお願いを申し上げます。以上、答弁に代えさせていただきます。ありがとうございま した。

○議長(埴渕賢治)

再質問ありますか。10番、安藤幹夫議員。

○10番(安藤幹夫)

本当に基本的な考え方を町長からお伺いしました。そもそも福祉行政というのは元々国が地方に業務委託を、事務委託をしていた時がありまして、それを地方分権が始まって平成12年に廃止となって地方に福祉行政をもって、平成確か17年か18年だと思いますけれども、初めて地域包括ケアシステムという言葉がささやかれ、平成23年に義務付けされてちょうど5年が経過したところです。当然5年前と現在では制度も変わったり、法の整備がなされたり、財源状況等が当然変わってきていますので、5年前と比較にはできませんけれども、5年前の状況を基本理念、基本理念と言ったら大げさ過ぎますけれども、基本計画を持つに当たってと、今の現在の基本理念というのは先ほど聞きましたので、ど

う変わってきたのかということと、併せてこの 5 年間の間にどのような検証が行われ改善 されてきたのかということを再度ご質問させていただきます。

○議長(埴渕賢治)

吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

私はこの福祉あるいは医療についてもですね、基本的な考え方は5年前も今現在も10年前もその前も変わっておりません。一層ですね、こうしたことについては高ければ高いほどいいんですね。福祉にしても医療にしても充実をし、それが求められているということも承知をしている。国は社会福祉事業等々であるいは社会福祉制度を含めてですね、どこまでやらなきゃいけないというふうにはなっていない中でですね、できるだけ高い、言ってみればサービス充実をさせていこうというのが基本的な法律の根っこでありますから、私もそれに基づいて町として財源等々あらゆることを考慮してですね、充実をさせていきたい。今回、今計画しているのも言ってみればどうしても行政だけでは目の届かない、そのことがですね、実は放置をされるということになればやはりいろんな不幸な出来事があるわけでありまして、1人、10人、10人の目よりも、1,000人の目で隣近所が助け合うというそうした思いをどんどんと高揚させていけば、正に私は互助の社会がしっかりとできるというふうに考えておりますから、そういう意味で今後もですね、いろんな行政としてのサービスの向上も図ってまいりますけれども、町民同士の互助の精神、これらの高揚についてもどう説明をし、どう高揚させていくかについてはまだ時間はかかると思いますけれども、進めていきたいというふうに考えております。以上であります。

○議長(埴渕賢治)

再質問ありますか。安藤幹夫議員。

○10番(安藤幹夫)

今おっしゃられるとおりで、地域福祉というのは大きく分けて福祉行政、大きく分けますと高齢者福祉、それから介護、子ども家庭福祉、生活保護、地域生活福祉、障害者福祉ということで、5年前は確か医療介護に特化した計画が組まれていたというふうに思いますが、これからは今まで無かった子ども・子育て支援法が支援制度として創設されていることと、障害者総合支援法といった新たな法の整備がなされて今までは高齢者に対する介護、医療が中心となってきたんですけれども、そこに子ども・子育ての分野に拡大してきているというのが新たな制度の取り組みの一つなのかなというふうに考えています。それ

で今後において先ほど町長のご答弁にもありましたように自助、共助、公助と福祉政策も 3つあるわけです。自分たちができることは自分たちでいく、それから先ほど申し上げま したように協働のコミュニケーション等の運用は協働でやる、それで残った部分について は公助、行政が担うということの基本的な理念が多分ケアシステム概要図の中にも多分う たわれているというふうに思うんです。それで先ほど来からも出ていますように、行政区 なり地域コミュニケーションへの助成に対する所管はどこかというふうに見ますと企画財 政、また今本町が目指している鹿追高校における看護師学科創設による人材の育成、これ も企画財政課。それから昨年と今年見ますと、全国、あまり参考にならないんですけれど も、全国一般行政職員の割合というのがございまして、福祉に関わる関係者、全体の24. 9%というのが28年4月現在発表されていますが、本町においては2名減と、今年につ いては2名減となっているという状況にありますし、そういった人員の配置、また先ほど から申し上げていますように、新たな法律におけるその制度の整備といったことに関わっ てくるとなると福祉課だけではなく、やっぱり総務課が関わりあると思います。それから 今新たに見直し、5年が経過して新たに見直されようとされているのが生涯学習計画。こ れにも高齢者または子どもたちが大きく関わっているという中で、その見直しについては どこがやっているのかと言ったら教育委員会社会教育課。それからこれからは新しい話に なるんですけれども、私の個人的な新しい話になるんですけれど、先ほど来もいろいろ出 ていましたけれども、今本町においては施設整備がかなり進んで病院、それから老健施設、 それから特養と、それから高齢者住宅も整備されてきていると。さらにこれが進んで不足 が生じた時っていうのは、今町内にあります空き家対策の一つとしてグループホームなり ケアハウスの創設ということも考えられる。これがどうするとしたらどこが所管するかと 言ったら町民課ですよね。それから今議会も来月5日の日に研修視察を予定していますけ れども、農福連携の施設、これは将来において本町にもおけるハウス栽培等も含めた形の 中での新たな創設ということで関わってくると、これはどこかと言ったら農業振興課。そ れからハードの部分については建設水道課。こうやって考えていくとほとんどの課の関わ りが非常に大きくなるわけです。それで、週に1度の課長会議等で把握なり情報交換がさ れていると思うんですけれども、本当に計画を持つとしたらどういったシステム作りに向 けて首長がどういった組織体制を作るか。それからどういうふうな評価をしていくかとい うのが最終的な私は結論ではないかというふうに思うわけです。それで私の提案として申 し上げますけれども、庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げて、ぜひとも今までは縦割 りでもやってこれた福祉政策なんですけれども、今後においては縦割りだけでは非常に厳 しい状況にあるということを申し上げまして、ぜひともそういった体制作りをお願いした いというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長(埴渕賢治)

吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

貴重なご意見をいただきました。横の連携十分必要なのは承知をしております。事業を 推進をする上でね、どこをどういうふうにするかは、やはり事業がどういうふうになって いるのかということで、一層スピーディに物事を行なっていけるかという観点からいきま すと、私はプロジェクトを作ってですね、何回も何回も意見を擦り合わせることは、民主 主義としては私は結構だと思うけれども、そのことがいかにですね、物事を遅らせる、そ ういう可能性も十分あるということであります。ですからそういう意味では問題は鹿追の まちづくりがね、今一体どうなっているのかと。そんなに福祉医療等々、農業、教育等々 においてですね、今の現在の形で不都合があるかどうか、それから職員の数の問題等々に ついてもですね、これも職員の数なんていうのはセクションごとに分散をすればですね、 今の倍いたって私は進んでいくかどうか非常に疑問というふうに思っておりますので、や はり少ない人数でできるだけスピーディに、そしてまちづくりを進めていこうとすれば、 そのある組織をどう使っていくかと、必ずしも民主主義、それにのっとって常に何回も何 回も会議を繰り返しているかどうかということになると、必ずしもそうではないという面 があるということを私は承知をしております。アメリカのシリコンバレーと日本の行政と 比較をした時に、ある説によればですね、100倍違うと、そういうお話があります。そ れはスピードにおいても意識においてもそうということでありますけれども、一体その1 00倍は一体どういうことなのかと言うと、日本の場合非常に会議を開いてですね、そし て民主主義というか、その上でまとめていっているということが多いというふうに言われ ております。私は日本のそうしたやり方、これを否定するつもりもないし、それにのっと ってやっていくということは十分必要だというふうに思っておりますけれども、ただ、役 場の組織をね、横に全部並べてそして相談をしてやっていくことはですね、本当に今期待 に応えられるようなものになるのかどうかということについては、私は必ずしもそうでは ない。従って、物事を考えていく時にはやはり企画、それぞれの餅は餅屋、これの中で考 えさせていかなければですね、ならないというふうに思っております。ただ、私はそこに

立って総合的にまとめていく私はリーダー。これはどういう全体をね、見渡しているかどうかということについては、極めて重要なことだというふうに思っておりますので、いろいろお話をいただきました。これらについても留意をしながら進めていかなければならないというふうに思っておりますので、よろしく今後もですね、ご指導をいただければありがたいとこのように思っております。以上です。

○議長(埴渕賢治)

再質問。安藤幹夫議員。

○10番(安藤幹夫)

ちょっと言葉足らずで町長に誤解を招くかもしれないんですけれども、各課それぞれ、 当然餅は餅屋として専門家として進める。そのための連携を取る方法手段といったものを どのように持つかということをお聞きしようと思ったんですけれども、これ一番良ければ 連絡常に取ってシステム作りをできる専門職がいれば良いんですけれども、そうはなかな か簡単にいきませんので、将来に向けてそういう方法を考える上でやはりその連携を取る 各課横断的に連携を取るという形の方が今一番重要じゃないかということでご質問をさせ ていただきました。以上で私の質問を終わります。

○議長(埴渕賢治)

答弁はよろしいですか。

○10番(安藤幹夫)

答弁は先ほどいただきましたので。

○議長(埴渕賢治)

これで安藤幹夫議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会をいたします。

散会 11時35分

平成29年第2回鹿追町議会定例会会議録

1 議事日程第 3号

日時 平成29年 6月19日(月曜日) 午前10時00分 開 議場所 鹿追町議会議場

日程 1 陳情第 1号 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意 見書採択に関する陳情

[総務文教常任委員会報告]

日程 2 議案第 29号 鹿追町行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する条例の制定について

[総務文教常任委員会報告]

日程 3 議案第 44号 鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定 について

日程 4 議案第 45号 負担付きの寄附の受け入れについて

日程 5 議案第 46号 平成29年度鹿追町一般会計補正予算(第2号)について

日程 6 議案第 47号 財産の取得について

日程 7 議案第 48号 財産の取得について

日程 8 議案第 49号 財産の取得について

日程 9 議案第 50号 財産の取得について

日程10 同意第 1号 鹿追町副町長の選任について

日程11 同意第 2号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程12 同意第 3号 鹿追町農業委員会委員の任命について

日程13 委員会の閉会中の継続審査について

追加日程

1 発委第 1号 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意 見書

2 本日の会議に付した事件 議事日程のとおり

- 3 出席議員(11名)
 - 1番 山口 優子議員
 2番 武藤 敦則議員
 3番 畑 久雄議員

 4番 台蔵 征一議員
 5番 加納 茂議員
 6番 上嶋 和志議員
 - 7番 川染 洋議員 8番 狩野 正雄議員 9番 吉田 稔議員
 - 10番 安藤 幹夫議員 11番 埴渕 賢治議員
- 4 欠席議員(なし)
- 5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 吉田弘志

農業委員会会長 櫻井公彦

教育委員会教育長 大井和行

代表監查委員 野村英雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松本新吾

総務課長喜井知己

企画財政課長 渡 辺 雅 人

町民課長島かおる

農業振興課長 菅原義正

建設水道課長 櫻庭 力

商工観光課長 黒井敦志

兼ジオパーク推進室長

福 祉 課 長 佐々木 康 人

瓜幕支所長津田祐治

病院事務長 菊池光浩

子育てスマイル課長 松井裕二

消 防 署 長 内 海 卓 実

会計管理者 葛西浩二

総務課総務係長 武者正人

企画財政課長補佐兼財政係長 佐藤裕之

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学校教育課長 草野礼行

社会教育課長 浅野悦伸

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長 檜 山 敏 行

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 坂 井 克 巳

書 記 高瀬俊一

平成29年 6月19日 (月曜日) 午前10時00分 開議

○議長(埴渕賢治)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程1 陳情第1号 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書 採択に関する陳情

○議長(埴渕賢治)

日程1、陳情第1号、所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書採択に関する陳情を議題とします。ただ今、議題となりました本件については、6月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託されたものでありますが、審査を終えて議長に報告書が提出されております。総務文教常任委員長の報告を求めます。加納茂総務文教常任委員長。

○5番(加納茂)

陳情審査報告書、本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、 会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。陳情第1号、所得税法第56条 及び関連条項の見直しを求める意見書採択に関する陳情、審査の結果、採択であります。 理由、関係条項は、現在の社会状況に即した概念のもと、抜本的な改正が必要であると判 断したためであります。以上であります。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより陳情第1号を採決します。この採決は挙手によって行います。本件に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

日程2 議案第29号 鹿追町行政手続等における情報通信の技術の利用に関 する条例の制定について

○議長(埴渕賢治)

日程2、議案第29号、鹿追町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定についてを議題とします。ただ今、議題となりました本案については6月6日の本会議において総務文教常任委員会に付託されたものでありますが、審査を終えて議長に報告書が提出されております。総務文教常任委員長の報告を求めます。加納茂総務文教常任委員長。

○5番(加納茂)

委員会審査報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。審査日、平成29年6月7日、審査結果、事件の番号、議案第29号、件名、鹿追町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、審査の結果、原案可決であります。

○議長(埴渕賢治)

これから委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第29号を採決します。 この採決は挙手によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。 お諮りします。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程3 議案第44号 鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

○議長(埴渕賢治)

日程3、議案第44号、鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを 議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長 (松本新吾)

議案第44号は、鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の制定についてであります。提案理由を申し上げます。学童保育所を利用する方々のニーズに対応し、より利用しやすい環境を整えるため、対象児童及び保育時間の拡大を図りたく条例の一部改正を提案するものであります。内容についてご説明いたします。鹿追町学童保育所条例の一部を次のように改正するといたしまして、第1条は設置の規定であり、対象となる小学校児童の第4学年までを第6学年までに改め、第2条は、名称、位置及び定員の規定であり、位置を鹿追町東町3丁目2番地にそれぞれ改めるものであります。次に附則は、施行期日の規定でありこの条例は、平成29年7月1日から施行するとするものであります。なお鹿追町学童保育所条例施行規則におきまして、平日の保育時間を午後5時までを午後6時半までに、休日となっております毎月の第2、第4土曜日を削除し、土曜日の保育時間を午前8時から午後4時までと併せて改めております。以上、鹿追町学童保育所条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第44号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程4 議案第45号 負担付の寄附の受け入れについて

○議長(埴渕賢治)

日程4 議案第45号 負担付の寄附の受け入れについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第45号は、負担付の寄附の受け入れについてであります。内容についてご説明いたします。次のとおり負担付の寄附を受け入れることについて、地方自治法第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、寄附の内容は、所在が鹿追町字然別国有林172林班ろ小班内で、名称が山田温泉であり、種類は旅館兼浴場で、数量は建物及び備品一式であります。寄附の申出者は、帯広市西22条北1丁目13番地、株式会社福原、代表取締役社長、福原郁治氏であります。寄附の条件は、山田温泉の運営を継続することであります。以上、負担付の寄附の受け入れについてをご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第45号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程 5 議案第46号 平成29年度鹿追町一般会計補正予算(第2号)について

○議長(埴渕賢治)

日程5、議案第46号、平成29年度鹿追町一般会計補正予算第2号についてを議題と します。本案について提案理由の説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第46号は、平成29年度一般会計補正予算第2号となるものです。平成29年度 一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによるといたしまして、第1条は、歳入歳 出予算の補正であり歳入歳出にそれぞれ2億4,299万6千円を追加しまして、総額を 68億5,624万3千円とするものであります。第2条は、地方債の補正、追加および 変更であります。補正予算の内容につきまして、歳出12ページよりご説明いたします。 総務費、総務管理費、一般管理費の工事請負費で公共施設Wi-Fi整備に役務費で12 万3千円、委託料で6万5千円、使用料で1万円、工事請負費で693万4千円のそれぞ れ追加、企画振興費で、台東区千束通り商店街でのふるさと交流ショップ運営経費といた しまして旅費で42万8千円、負担金で地域間交流推進協議会へ380万円のそれぞれ追 加、ライディングパーク費の需用費、修繕料で25万円の追加、ジオパーク事業費の報償 費で2万円、旅費で17万2千円、需用費、消耗品費で1万5千円、役務費で8千円、工 事請負費で60万4千円のそれぞれ追加、民生費、社会福祉費、老人福祉施設費で、仮称 健康増進センター建設で委託料で299万2千円、工事請負費で2億1,500万円のそ れぞれ追加、在宅福祉費でみまもりシステム導入で委託料で46万8千円、使用料で13 9万8千円のそれぞれ追加、児童福祉費、児童福祉施設費の備品購入費で375万5千円 の追加、こども園費の備品購入費で134万4千円の追加であります。以上の備品購入に つきましては、後ほど説明いたします寄附金の500万円を財源として充当いたしており ます。款項、商工費、観光費で山田温泉内部改修で賃金150万円、需用費、印刷製本費 で観光パンフレット製作で195万円、原材料費で200万円のそれぞれ追加、教育費、 教育総務費、共同調理場費で需用費、修繕料で16万円の追加となります。次に歳入10 ページからご説明いたします。款項目、地方交付税の地方交付税で1,456万2千円の 追加、国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で401万9千円 の追加、款項、寄附金、民生費寄附金の児童福祉費寄附金で、町内瓜幕に在住の大内典子 様より子育て支援、福祉のため500万円の追加、繰入金、基金繰入金、鹿追町ふるさと 寄附金基金繰入金の鹿追町ふるさと寄附金基金繰入金で2,000万円の追加、諸収入、 雑入、雑入の雑入で21万5千円の追加、款項、町債、総務債の総務管理債で290万円 の追加、民生債の社会福祉債で仮称健康増進センター建設で1億9,630万円の追加で あります。次に地方債の補正、追加及び変更について7ページよりご説明いたします。は じめに追加は、起債の目的は緊急防災・減災事業であり、限度額は1億9,630万円で

起債の方法、利率、償還の方法については、当初予算と同様であります。次に変更は、起債の目的は、過疎対策事業であり、限度額2億40万円に290万円を追加しまして、変更後の限度額を2億330万円とするもので限度額以外には変更はありません。以上、一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。8番、9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

はい。あの番号間違えないように。まずあの12ページのですね地域間交流推進、これ についてのその予算の内容等々に質疑があるわけじゃないんですけれども、台東区と今後 の交流のあり方、全般含めてですね私どもも先月、台東区とまた区長さんはじめ区会議員 のみなさんと交流、振興を深めてきたわけですけれども、これら等々含めながらね町長に その後の報告もさせていただいているわけですけれども、向こうから台東区の区会議員の 方からいろんなご提示があって交流の促進の意味合いの中からね、このような企画を持っ たらどうかというお話もいただいたわけですけれども、これら辺りの扱いをね町長は全員 協議会で今後検討しさらに前進させて煮詰めていきたいというお話もありましたけれども、 私どもの立場としてはですね、やはりあの区長もですね人の交流、物の交流についてはど んどんと行なっていっていただきたいということがあってキャンパスといいますか、向こ うでの受け入れ等々についても説明をいただいたわけですけれども、区会議員からですね、 これも今まであの連動していろんな意味合いの下にですね私どもと協議、タッグを組まさ せていただいて交流の促進を図ってきたわけですけれども、人との交流の流れの中で浅草、 浅草寺含めてですね台東区に年間2,000万人以上の外国人がみえられるということと 併せて台東区の人方、まだ鹿追を知っていないということで台東区の区民の人方が鹿追に 来れるようなシステム、または鹿追にですねそういったPR等々含めながら鹿追に入って いただけるような部分でまず区民と鹿追地元との交流を促進したいというお話があったわ けですけれども、将来的にはその外国人もですね、台東区に来る外国人も鹿追を経由して と北海道を経由しながらですね、鹿追に呼び込んだらどうだという話をいただいたのです けれども、これ町長も時機の流れの中で今後どのような検討がされていってそこら辺りが 実現可能になってくるのかね、これ相手のあることで今回についてはそういう形で断念せ ざるを得ないということの内容も、私は区会議員に伝える義務もあるなと思っているわけ

ですけれども、それと併せてですね12月に郷土芸能である白蛇が向こうに行ってですね 交流を促進してきて台東区を含め観光客に絶賛の人気を得たということで、これ後日の新 聞報道等々も勘案しながらですねそこら辺り再要請があったわけですけれども、時期的な 要請についてはですね、それに叶いきれないものがあるだろうなと思ってますけれども、 再度白蛇が交流の促進のためにですね来てほしいということについてはですね、これも町 長にもお伝えをしたわけですけれども、そこら辺りのですね進捗、今後どのように推進していかれる考えがあるのかね。まずその点をお聞きします。

○議長(埴渕賢治)

吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

お答えをしますけれども、政務調査等々で今回、台東区の方にお出でになったというこ とでその間、向こうの区長あるいは議員さんとですね交流を持たれてきた。その中でお話 が出たということについてはご報告を受けておりますのでね承知をしております。ただこ うしたことについてね、推し進めていくにはやはりある程度の時間、それから中身ですね 予算ということでありますから、そういうことが十分私どもの方で体制ができていないと いう状況の中でやりますよ、いいですよということに果たしてなるのかどうかということ ですね。これからの付き合いをですね私は長く持続されるようなそういう内容での両自治 体のあり方がねしっかりとされなければいけないし、もう一つは、やはり向こうから来る とあるいはいろんな特典をね請えるように仕向けていくにしても、やはり協議をしなきゃ いけない。私は本町の方の体制もあるんではないかというふうに思うんですね。先般もお 話ありました。来てなにか特典があれば、あるいは施設の利用等々についても割引をする だとかそういうことがあるとすればね、物販も含めてやはり商店関係ともそうした協議を しなければですねならないではないんではないかということで、これまではある程度私は …というかね、トップの方のそうした協議によって十分に私は町内に対してそれらについ て理解を得るということについては十分でないというふうに思っています。従って今後で すね、こういう問題についてはそういう折にいろんな話があると思います。これについて はですねやっぱり私どもも台東区に対しての理解、そして私どもの方からも一般の町民が ですね行った場合にはいったいどうなるのかなと、いろんなことがやっぱりなければ相互 交流にはなってこないんではないかということでありますから。そういうお話が向こうか らあったということについてはご理解をしますし、そういう方向でね進めていくというこ

とは必要だろうというふうに思っておりますけれども、あまり急いでですねどんどんということには私はならないんではないかというふうに考えておりますので、今後ですね今お話のあった観点についてはどうあるべきかについて議会の皆さん方はじめですね必要な機関との話も十分させていただくというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

○議長(埴渕賢治)

再質問ありますか。9番、吉田稔議員。

○9番(吉田稔)

全体的な部分、将来に向けての考え方、町長と等しくしたいなと思っておりますけれども、向こうはですね企画会社を持って、いろんな枠組みで企画会社が企画を組むということもありうるように聞いておりますのでね。これ辺りも鹿追、町全体としての受け入れ、町全体としての考え方等々も今後ですね、町長中心に煮詰めていただいていけるなというふうに確信をしたいなというふうに思っていますけれども、それ辺りも含めてですね、今後十分でない今の調査、内容等々含めてですね今後ですね、そういうことがこれ当然的に長く友好交流等々深めていくということになればね、人の交流、物の交流等々含めながらね、絶対的に必要になってくる。またその今は三社みこし等々通じて文化交流またいろんな枠組みでの伝統的な交流等々も含めさせていただいておりますけれども、やっぱりいろんな人方を巻き込んでの交流を図っていっているわけですけれども、台東区民にとっては鹿追というものをまだまだ知らないし鹿追に入りたいという現実が、鹿追に行ってみたいという現実もあるということで、そう長くですねこのことを放置することにも、受け皿としてね企画としてならないのかなというふうに思っているんですけれども、その辺町長、大体いつ頃の時期までに向こうにいろんな回答ができるような枠組みを構築していきたいというふうに考えておられるか。その1点、お伺いしておきます。

○議長(埴渕賢治)

吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

あのお話は分かります。先ほど申し上げたようにやっぱりそういう事業を行なっていくとすれば十段階のね十分な詰めがね必要ではないかというふうに思っております。やはり議員さんですから、向こうもそういうこととある程度の実行性、確信を持ちながらのいろんなお話でありますけれども、やはり予算だとかそういうことについて、お出でになるの

は結構だと、しかしそれに対してね私どもの鹿追の町がどういう体制で迎えることができ るのか。これをねやっぱり詰めなければ、ただ勢いでやるという話には今後ですね長い付 き合いをやっていく上では必要な詰めが大事だというふうに考えておりますんで、できる だけ早くですねそうした方向での内容ができるように考えていきたいというふうに思って おります。もう一つ今回、向こうの台東区からねご好意で約50数日、施設を貸してくれ るというお話になって、これについての補正もですね今回していただいたわけであります けれども、これだけの期間をですねわが鹿追町で向こうに行ってどういう形での数十日間 になるのかですね。これまで経験のない状況の中ではね、本当に正直言って2日や3日の イベントであれば物を持って行ってですね、わっとやってくればそれで終わりということ でありますけれども、1カ月以上に及ぶそういうものになれば、相当の覚悟と準備が必要 というふうに私は考えておりますんでこれらも含めてですね、議員の皆さん方ともお話し 合いをして、お互いに事務当局も含めての理解の上で協力関係を築いていきたいとこのよ うに考えておりますので、できるだけ早くですねそういう行動、着手はしていきたいとい うふうに思っておりますけれども、いつ頃までにそれについて回答と、その業者の方が向 こう絡んでね、もう1回白蛇を来てくれというお話でありますけれども、議員もご承知の とおり、白蛇を持っていくということになればですね数百万の予算が必要になってきます。 一体これはどっちがですねどれだけの負担をしていくべきなのかについてもね、しっかり としなければ、私は持続したお付き合いというのは、相手が大きいだけにですね、私は周 到なものの詰めが必要だというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいという ふうに思っています。以上です。

○議長(埴渕賢治)

他、質疑ありませんか。6番、上嶋和志議員。

○ 6番(上嶋和志)

13ページの仮称健康増進センター建設工事についてお伺いをいたします。この事業につきましては、私たち議会が各地区の老人会の要望に応えて行政にお伝えしての実現される事業かと思っております。この中で今回、緊急防災・減災事業債ということでお金を借りてという事業でございます。防災倉庫の設置など避難所としての機能も発生するのかなと思っておりますけど、この債務について交付金措置がどの程度あるのかお伺いをしたいと思います。

○議長(埴渕賢治)

答弁、松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

私の方からお答えさせていただきます。緊急防災事業につきましては、役場庁舎をです ね耐震化したときにも使わせていただいた起債であります。基本的にはですね起債対象と なる事業費の100%が充当可能であり、この内70%が後年度地方交付税で措置される。 実質的3割が町の持ち出しというような制度になっております。以上です。

○議長(埴渕賢治)

6番、上嶋和志議員。

○6番(上嶋和志)

それではその借入金の今回の全てがそれにあたるということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長(埴渕賢治)

松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

はい。1億9,630万でしたか。これが全て緊急防災事業の起債でありますので、現在利率はですね、おおむね0.01%程度でありますので、この起債の額のですね3割が一般財源として後年度支出すると、プラス建設時に一般財源、多少ありますので、100数十万円、これを加えたものがですね全体の負担額になるかなというふうに理解しております。以上です。

○議長(埴渕賢治)

他、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第46号を採決します。 この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

起立10名

○議長(埴渕賢治)

起立多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程6 議案第47号 財産の取得について

○議長(埴渕賢治)

日程6、議案第47号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の 説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第47号は、財産の取得についてであります。下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得財産は小型除雪車であります。契約の方法は指名競争入札でありまして指名業者は、北海道川崎建機株式会社帯広支店、株式会社中島自工、ナラサキ産業株式会社北海道支社、以上の3社によりまして6月15日に入札いたしました結果、入札金額を2,755万800円といたします帯広市西20条北1丁目3番地32号、株式会社中島自工、代表取締役、中島慎司氏と現在仮契約を締結中であります。なお落札率は96.1%であります。以上、財産の取得についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第47号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程7 議案第48号 財産の取得について

○議長(埴渕賢治)

日程7、議案第48号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の 説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第48号は、財産の取得についてであります。下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得財産は水槽付消防ポンプ自動車であります。契約の方法は指名競争入札でありまして指名業者は、田井自動車工業株式会社、株式会社北海道モリタ、株式会社二二商会、以上の3社により6月15日に入札しました結果、入札金額を4,838万4千円といたします札幌市東区苗穂町13丁目2番17号、株式会社北海道モリタ、代表取締役、中川龍太郎氏と現在仮契約を締結中であります。なお落札率は99.5%であります。以上、財産の取得についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第48号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程8 議案第49号 財産の取得について

○議長(埴渕賢治)

日程8、議案第49号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の 説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第49号は、財産の取得についてであります。下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得財産はスクールバス購入であります。契約の方法は指名競争入札でありまして指名業者は、有限会社日吉鐵工車輛、有限会社佐々木自動車、東北海道いすゞ自動車株式会社帯広支店、東北海道日野自動車株式会社帯広支店、以上の4社によりまして6月15日に入札しました結果、入札金額を2,127万6千円といたします鹿追町西町4丁目1番地、有限会社日吉鐵工車輛、代表取締役、日吉徹恭氏と現在仮契約を締結中であります。なお落札率は97%であります。以上、財産の取得についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第49号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程9 議案第50号 財産の取得について

○議長(埴渕賢治)

日程9、議案第50号、財産の取得についてを議題とします。本案について提案理由の 説明を求めます。松本新吾副町長。

○副町長(松本新吾)

議案第50号は、財産の取得についてであります。下記のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。取得財産は鹿追小学校タブレットパソコン一式であります。契約の方法は指名競争入札でありまして指名業者は、株式会社もりずみ、井出薬房、有限会社デンキショップ、有限会社おかもと、東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部、以上の5社によりまして6月15日に入札いたしました結果、入札金額を3,241万5,120円といたします札幌市中央区大通西14丁目7番地、東日本電信電話株式会社ビジネス&オフィス営業推進本部、北海道法人営業部長、よしだよしとも氏と現在仮契約を締結中であります。なお落札率は96.8%であります。以上、財産の取得についてご説明申し上げました。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。申し訳ございません。北海道法人営業部長、田畑善基氏であります。すみません。訂正いたします。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第50号を採決します。 この採決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

举手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

日程10 同意第1号 鹿追町副町長の選任について

○議長(埴渕賢治)

日程10、同意第1号、鹿追町副町長の選任についてを議題とします。資料配布のため 暫時休憩といたします。

[暫時休憩]

○議長(埴渕賢治)

休憩前に引き続き会議を再開いたします。ここで提案者の説明を求めます。吉田弘志町 長。

○町長(吉田弘志)

提案の説明をいたします。同意第1号でありますけれども、これは鹿追町の副町長の選任についてであります。次の者を鹿追町副町長に選任したいので、地方自治法第162条の規定によって、議会の同意を求めるものであります。当事者は、住所、鹿追町東町2丁目6番地94、氏名、松本新吾氏であります。氏についてはご案内のように今現職の副町長であります。25年7月1日から6月の30日までが1期4年間でありますけれども、任期満了を迎えるにあたって、氏を引き続き副町長として選任をしていただきたい。このように考えているところであります。履歴等々については今配布をいたしました履歴書等に載っているとおりでありますけれども、非常に若さ溢れる副町長と行動力もあるし適任と考えておりますのでよろしくご同意のほどお願いを申し上げます。よろしくお願いします。

○議長(埴渕賢治)

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決したいと 思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程11 同意第2号 鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(埴渕賢治)

日程11、同意第2号、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩します。

[暫時休憩]

○議長(埴渕賢治)

休憩前に引き続き会議を再開します。ここで提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

同意第2号について提案の説明をさせていただきますが、鹿追町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。次の者を鹿追町固定資産評価審査委員会の委員に選任をしたいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。当事者は、鹿追町新町2丁目23番地1、小林みどり氏でありますけれども、氏については現在評価委員として1期目を担っていただいておりますけれども、6月の29日をもって任期が満了するということであります。引き続き氏については適任と考えておりますのでご同意をいただきたく提案をするものであります。履歴等々については配布の履歴書のとおりであります。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決したいと 思います。ご異議ありませんが

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程12 同意第3号 鹿追町農業委員会委員の任命について

○議長(埴渕賢治)

日程12、同意第3号、鹿追町農業委員の任命についてを議題とします。資料配布のため暫時休憩とします。

〔暫時休憩〕

○議長(埴渕賢治)

休憩前に引き続き会議を再開します。ここで提案者の説明を求めます。吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

同意第3号について提案の説明をさせていただきます。鹿追町の農業委員会委員の任命

についてであります。次の者を鹿追町農業委員会委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。候補者については、お名前の朗読をもって説明に代えさせていただきますけれども、氏名、國島浩幸、氏名、菊池和弘、氏名、高田美津裕、氏名、坂本慎一、氏名、石坂正義、氏名、加藤義雄、氏名、津田宏巳、氏名、富田隆博、氏名、木幡浩喜、氏名、清水智久、氏名、蓑口武司、氏名、菊池輝夫、氏名、坂本弘美氏であります。氏についてはお配りの候補者名簿のとおり団体関係の推薦等をいただきまして、適任と考えておりますのでご同意をいただくようによろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

お諮りします。本案は人事案件でありますので質疑討論を省略し、直ちに採決したいと 思います。ご異議ありませんが

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。これから同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程13

委員会の閉会中の継続審査申し出について

日程13、委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、基地対策特別委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配布のとおり閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。ただ今の申し出のとおり閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定 しました。

お諮りします。ただ今、総務文教常任委員会加納茂委員長から発委第1号、所得税法第

56条及び関連条項の見直しを認める意見書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

異議なしと認めます。発委第1号を日程に追加し追加日程第1として議題とすることに 決定しました。

> 追加日程1 発委第1号 所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意 見書

○議長(埴渕賢治)

追加日程1、発委第1号、所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。加納茂総務文教常任委員長。

○5番(加納茂)

所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出をいたします。内容を読み上げます。所得税法第56条及び関連条項の見直しを求める意見書、所得税法第56条は家長制度の廃止により、個人単位主義を原則としたことで、家族間で所得を分散し、不当に累進課税を逃れる租税回避的な行為が横行することを防止する趣旨のもと制定された条項である。しかし、法が制定された昭和25年当時と比べると、女性の社会進出や家族観など社会通念も大きく変化した今日、伝統的な法解釈だけで、合理的な判断を下すことが困難な時代背景となっている。事業主の所得から控除される自家労賃は、配偶者の場合で86万円、家族で50万円だけであり、このわずかな控除額が家族従業者の所得とみなされるため、子どもが結婚しても家や車のローンにも事業主名でないと組めないなど社会的にも経済的にも全く自立できず、後継者育成にも大きな妨げとなっている。よって、国におかれては、自家労賃が必要経費として認められるよう、時代に即した概念のもとに、国における抜本的な税制改正の議論の中で見直しを図ることを求めるものである。以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。送付先は記載のとおりであります。以上であります。

○議長(埴渕賢治)

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(埴渕賢治)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(埴渕賢治)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより発委第1号を採決します。この が探決は挙手によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手10名

○議長(埴渕賢治)

挙手多数であります。本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。ここで町長から発言を求められております のでこれを許します。吉田弘志町長。

○町長(吉田弘志)

定例議会、終わるにあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。6月6日から6月1 9日、本日まで定例議会、開催されたわけでありますけれども、この間条例改正、予算補 正あるいは一般質問等々いただき、議案等々についてはすべてご承認をいただきましたこ とについて、心から感謝を申し上げる次第であります。また議会前段で施設調査等々も実 施をされました。山田温泉の継続等々、またご案内のような養殖事業のチョウザメの今後 についてもいろいろとご議論をいただいたところであります。また地域間交流、先ほども お話をいただきましたけれども今回、台東区とのさまざまな今後の交流等についての台東 区側の議会の皆さん方のご意向等々についても伝えられたところでありますけれども、こ れらも含めて、真剣に慎重に事を進めてまいりたいとこのように考えておりますのでよろ しくお願いを申し上げます。非常に本町は各種懸案事項、積極的に取り組んでいこうとい う考えの中でまちづくりが進められているだけに皆さん方のご指導、積極的なご意見等が 今後も必要であります。私の方も職員そして各条例委員と協調しながら、さらに期待され るまちづくりをしていきたいとこのように考えております。それから昨日、水素社会推進 委員会ということで国会議員の方がお出でをいただいて、本町の実態について調査をされ ていきました。水素事業に至るためのですね本町のバイオガス事業等々、そして関連の事 業等々についても見ていかれましたけれども、非常に高い評価を私はいただいたというふ うに思っております。そしてそうした中で今後ですね水素社会、地方におけるそうした環 境の整備によって地方活性化にどう結びつけるのかということが調査に来た方のご意見でもあり、私どもとしても提案ということもありました。その中で私は農業機械等に搭載ができるようなそういう研究を国の責任で進めていただきたいということについては、そうした方向に向かってですね実施をしたいというお話もいただきましたので、今後本町のまちづくりの中で水素というものの位置付けがしっかりとされていくというふうに思っているところであります。今後ともいろんな角度での議員の皆さん方のご指導をいただきますことを心からお願いを申し上げて、ごあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

続きまして櫻井農業委員会会長から発言が求められておりますのでこれを許します。櫻 井公彦農業委員会会長。

○農業委員会会長(櫻井公彦)

7月19日をもちまして任期満了となりまして、農業委員会会長を退任することとなりました。3年間の短い間ではございましたけれども、皆様方におかれましてはいろいろとご指導いただき大変ありがとうございました。また貴重ななかなか体験できない経験を積まさせていただき心からお礼申し上げます。地方を取り巻く環境は厳しさを増す一方でございますが、皆さんの英知によって鹿追がこれからも永続的に反映することをご祈念申し上げてごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長(埴渕賢治)

これで会議を閉じます。平成29年第2回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 11時09分